

川越市

産業振興ビジョン

令和4年度～令和7年度



川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもつて、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りがかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章

(明治 45 年制定)



■市の花 山吹 (やまぶき)

(昭和 57 年制定)



■市の木 かし

(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁 (かり)

(平成 4 年制定)



は じ め に



本市は、都心から 30 km圏内に位置し、古くから埼玉県南西部地域の中心都市として発展してまいりました。大正 11 年に埼玉県内ではじめてとなる市制を施行しており、本年は市制施行 100 周年の節目の年となります。

産業においては、中心市街地及びその周辺にある商店街等を中心に栄える商業、市内北部及び南西部に展開する工業団地等により県内上位の出荷額を誇る工業、首都圏の食料供給地の役割を担う農業がバランスよく発展しており、近年は多くの観光客が訪れるなど観光分野への注目も高まっております。

さて、本市では、平成 12 年に「川越市産業振興ビジョン」を策定し、平成 19 年及び平成 28 年に見直しを行いつつ、関係機関等との連携により各種施策を推進することで、産業の振興

を図ってまいりました。このたび、前ビジョンの計画期間の満了に伴い、令和 4 年度から令和 7 年度までを計画期間とする新たな「川越市産業振興ビジョン」を策定いたしました。

この「川越市産業振興ビジョン」は、基本理念「次の 100 年も選ばれ続ける『KAWAGOE』を目指して」の実現に向け、上位計画である「第四次川越市総合計画」との整合を図りつつ、SDGs（持続可能な開発目標）やDX（デジタルトランスフォーメーション）、カーボンニュートラルなどへの対応、新型コロナウイルス感染症による影響など、本市を取り巻く現状や社会経済情勢の変化などを踏まえた計画となっております。

コロナ禍からの回復を図り、地域経済が持続的に発展していくため、事業所の大多数を占める中小企業への支援や就労環境の整備、商店街の魅力の向上やにぎわいの創出、企業誘致の推進、産業や業種を越えた連携など、多様な産業を担う市内事業所の活性化に資する各施策を推進してまいります。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、ご議論いただきました川越市産業振興審議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定に携わった全ての方々に心からお礼申し上げますとともに、本ビジョンの推進にあたっては、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 8 月

川越市長 川合善明

目次

序章 川越市産業振興ビジョンについて

1 産業振興ビジョンとは	2
2 計画期間	2
3 位置づけ	3

第1章 社会・産業環境の変化

1 産業を取り巻く社会経済情勢の変化	6
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	6
(2) 環境・エネルギー問題	6
(3) 産業・経済のグローバル化の進展	7
(4) 雇用構造・就労形態の変化	7
(5) 第4次産業革命／Society5.0による基盤技術の発展	8
(6) SDGs等企業活動の国際目標の設定	10
(7) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済の環境変化	10
2 国・県の政策の動向	11
(1) 国の動向	11
(2) 県の動向	13
3 本市の現状	14
(1) 人口動態	14
(2) 産業・就業構造	16
(3) 商業	20
(4) 工業	24
(5) 農業	28
(6) 観光	30
4 本市産業のポテンシャル	32
(1) 県南西部地域の中心都市	32
(2) 豊かな自然環境	32
(3) 優位な産業立地環境	33
(4) 広域的な商業の拠点	33
(5) 高い工業集積	34
(6) 地域と共生する農業	34
(7) 豊富な観光資源とまちぐるみでの観光地づくり	35
(8) 恵まれた教育研究環境や知的資源	36
(9) 東京オリンピック（ゴルフ競技）の開催	36

第2章 前ビジョンの評価と新ビジョン策定に向けた課題等の整理

1 前ビジョンの評価	38
(1) 基本目標1 中小企業支援による産業の活性化.....	38
(2) 基本目標2 商店街の活性化によるにぎわいの創出.....	39
(3) 基本目標3 雇用の創出と就労環境の整備による競争力の強化.....	40
(4) 基本目標4 産業間連携による地域経済の活性化.....	41
(5) 総括	42
2 新ビジョン策定に向けた課題の整理	43
(1) 本市全体の産業振興に向けた課題	43
(2) 商業の活性化に向けた課題	44
(3) 工業の活性化に向けた課題	44
(4) 農業・観光の活性化に向けた課題	45

第3章 産業振興ビジョンの基本理念

1 基本理念	48
2 基本目標	49

第4章 施策の推進

基本目標1 中小企業支援による持続化と就労環境の整備による雇用の安定.....	52
基本目標2 商店街の魅力の向上とにぎわいの創出.....	56
基本目標3 企業誘致の推進等による産業競争力の強化.....	60
基本目標4 産業間連携と地域資源の活用等による新たな価値の創造.....	63

第5章 ビジョンの推進に向けて

1 関係者の役割	68
2 進行管理	69
3 見直し	69

付録

◎川越市中小企業振興基本条例

◎川越市産業振興ビジョン策定経過

序章 川越市産業振興ビジョンについて

1 産業振興ビジョンとは

本市は、商業、工業、農業のバランスがとれた産業構造を有しており、県南西部地域の経済をリードする中心都市として発展を続けてきました。日本経済が不安定な時期にあっても、各産業は県内でその位置を守り、中心都市としての役割を果たしてきました。

このような本市の強みである各産業の特性を踏まえ、産業振興に関する方向性や新たな取組を定めるものとして、平成 12（2000）年 3 月に「川越市産業振興ビジョン」を策定しました。その後、産業構造や社会環境の変化に対応した修正が必要となったことから、平成 19（2007）年 3 月及び平成 28（2016）年 3 月に見直しを行いました。

平成 28（2016）年度からの 5 年間を計画期間とした「川越市産業振興ビジョン」は、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和 3（2021）年度まで計画期間を延長し、市内の産業・経済の振興を図る施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了することから、これまでの取組の達成度を評価して課題や方向性を見直すとともに、これからの川越の産業振興のために取り組むべき事項を明らかにし、効果的に施策を推進することができるよう、新たな「川越市産業振興ビジョン」の策定を行うこととしました。

2 計画期間

「川越市産業振興ビジョン」の計画期間は、「第四次川越市総合計画」の後期基本計画の期間満了に合わせ、令和 7（2025）年度までの 4 年間とします。

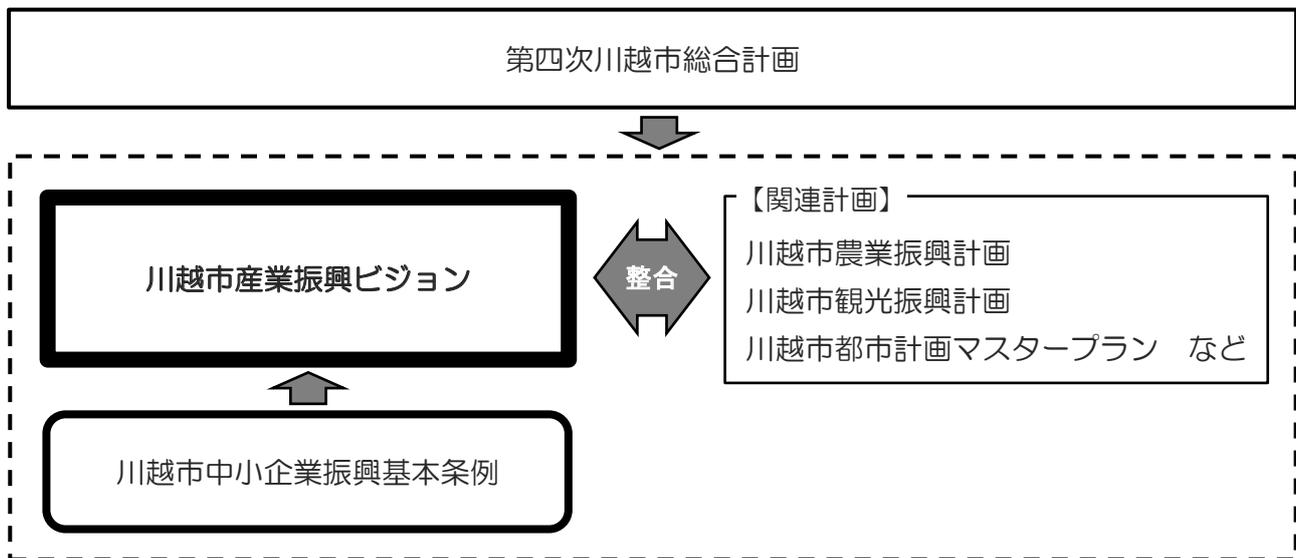
計画名称	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
第四次川越市総合計画	前期基本計画				後期基本計画						
川越市産業振興ビジョン	前ビジョン				新ビジョン						

3 位置づけ

「川越市産業振興ビジョン」は、「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、「川越市農業振興計画」「川越市観光振興計画」「川越市都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合を図りながら策定する産業振興を図るための計画です。

また、本市では、中小企業の振興に関する基本理念や市の責務等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」を平成 27（2015）年 3 月に制定しています。「川越市産業振興ビジョン」は、この条例に基づく中小企業の振興に関する施策としての位置づけも有しています。

【川越市産業振興ビジョンの位置づけ】



第1章 社会・産業環境の変化

1 産業を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計※によると、我が国の人口は、令和 11（2029）年に 1 億 2,000 万人を、令和 35（2053）年には 1 億人を下回るとされています。

本市の人口については、令和 10（2028）年まで微増で推移することが見込まれています。

年齢別構成を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は横ばい傾向で推移するなか、年少人口（0～14 歳）は令和 2（2020）年の 43,700 人から令和 7（2025）年は 41,423 人へ減少する見込みです。一方で、高齢者人口（65 歳以上）は令和 2（2020）年の 94,046 人から令和 7（2025）年には 97,273 人へと増加、そのうち 75 歳以上は約 11,000 人の増となり急激な増加が見込まれます。

世帯数は、令和 2（2020）年の川越市住民基本台帳によると 160,036 世帯で、平均世帯人員は 2.21 人となっていますが、令和 7（2025）年には 165,305 世帯へと緩やかに増加するものの、平均世帯人員は 2.15 人へと減少することが見込まれます。

人口減少による市場の縮小、少子化による生産年齢人口の減少、高齢化の進展による社会保障費の増大などにより、今後、日本経済の活力が低下していくおそれがあります。

※「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計）」国立社会保障・人口問題研究所（平成 29（2017）年公表）

(2) 環境・エネルギー問題

地球温暖化の主たる原因物質とされる二酸化炭素は、日常生活や経済活動と密接不可分であるエネルギー消費に伴い不可避免的に発生します。平均気温の上昇、海面の上昇、渇水・洪水のリスク、大雨の増加など、自然生態系や農林業等へ影響を与えるとされる地球温暖化は、環境問題であると同時に経済・エネルギー問題でもあり、世界共通の喫緊の課題として、二酸化炭素排出量の削減に向けた取組が進められてきました。

国は、地球温暖化を防止するため、令和 2（2020）年 10 月に「令和 32（2050）年に脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度に温室効果ガス 46%削減（平成 25（2013）年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。これらの新たな目標を踏まえ、令和 3（2021）年 10 月に「地球温暖化対策計画」が改定されたことから、脱炭素社会の実現に向けた取組はさらに加速するものと思われます。

本市においても、令和 3（2021）年 5 月に「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明していることから、今後は市民・事業者・民間団体と力を合わせ、令和 32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指して、地球温暖化対策へ取り組むこととなります。

(3) 産業・経済のグローバル化の進展

経済のグローバル化の進展や東アジアの各地域の経済成長を背景として、企業間・国家間の競争が激化しています。人口減少により国内市場の縮小が見込まれる中で、生産コストが低い、現地や近隣国での需要が見込まれるなどの理由から、海外に生産・販売拠点を持つ企業が増えており、製造業の海外現地生産比率は上昇傾向で推移しています。今後も海外市場の拡大が見込まれることから、企業の海外進出の動きは続くものと考えられます。

企業の海外進出は、国内へ海外収益が還流されることにより消費や投資が誘発され、雇用面も含めたプラスの影響を国内経済に及ぼすと期待されることから、国や地方においても企業の海外進出を支援する取組が広がっています。

また、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定や東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) による経済・貿易の自由化が進み、アジア太平洋地域でモノやサービス、投資が自由に行き交うようになることで、今後の我が国の経済構造は大きく変化するものと予想されます。関税の引下げや撤廃などにより、輸出関連企業による輸出の拡大が期待される一方で、国際競争力が十分でない産業や農業分野においては対策が求められます。

さらに、令和2 (2020) 年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、中国を中心としたサプライチェーン (供給網) が寸断されたことは市内産業にも大きな影響を与えています。

このような事態への対応策として、特定の国への生産拠点の集中を見直すとともに、サプライチェーンの多元化によるリスク分散など、安定的な供給・生産を確保する取組が求められます。

(4) 雇用構造・就労形態の変化

国の職業安定業務統計によると、全国有効求人倍率は平成21 (2009) 年にリーマンショックの影響から過去最低の0.48倍まで低下しましたが、令和元 (2019) 年には1.60倍まで回復しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響などを受け、令和2 (2020) 年には1.18倍へと再び低下しています。

一方、労働力調査によると、非正規雇用の労働者数は年々増加し、労働力全体に占める割合は緩やかに上昇を続けており、令和元 (2019) 年で38.6%と高止まりの傾向にあります。

また、就労形態の多様化は、専門人材の確保、人件費の抑制、短期労働需要への対応など企業側の要因だけでなく、労働者側の就業ニーズや意識の変化も背景にあるといわれています。加えて、非正規雇用は正規雇用と比べて雇用が不安定で賃金が低く、能力開発の機会に乏しいなどの問題があり、人的資本の蓄積の低下による今後の経済成長への影響なども懸念されます。

今後の人口減少と少子高齢化の進行を見据え、女性や高齢者を含めた働く意欲と能力のある人が就業し、労働力として確保できるよう取り組むことが重要となります。国では、時間や場所を

有効に活用できる柔軟な働き方を可能とする「テレワーク」の普及・促進に努めており、ワーク・ライフ・バランスの改善、出産や介護等ライフステージの変化に伴う人材の離職防止、仕事の生産性の向上、災害に対する事業継続性の確保、大都市圏における通勤混雑の緩和、地域活性化など、多方面にわたり効果をもたらすことが期待されています。

また、「サテライトオフィス」や事業者間で作業拠点を共用する「コワーキングスペース」を活用するケースも増えています。コワーキングスペースは、各利用者の作業スペースであるとともに、利用者同士の交流の場ともなっており、活発なコミュニケーションを通じて新たなビジネスチャンスを創造する効果もあると期待されています。

(5) 第4次産業革命/Society5.0による基盤技術の発展

人口減少社会に入り労働力人口も減少しているなかで、我が国の経済成長を維持していくためには、業務を効率化するための新しい産業技術への投資を積極的に行うことなどにより、労働生産性の向上を図ることが重要です。

平成28(2016)年には、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society 5.0」が提唱された「第5期科学技術基本計画」が閣議決定されています。

また、近年では、デジタル技術やビッグデータ等を駆使して、作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組であるDX(デジタルトランスフォーメーション)が提唱され、平成30(2018)年には国が「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)」を公表しています。

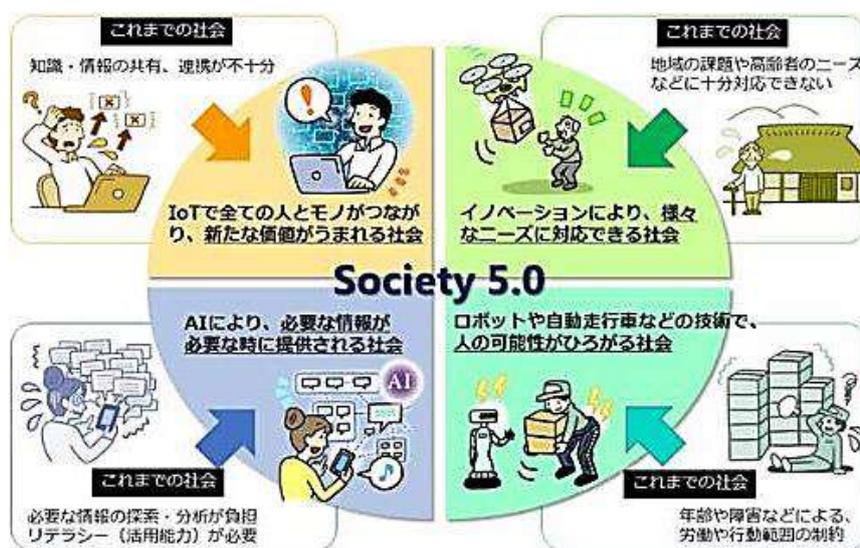
こうしたビジネス環境の急激な変化に対応するため、企業におけるデジタル技術等のさらなる活用が期待されています。

Topics

■Society 5.0

Society 5.0 で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。

社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

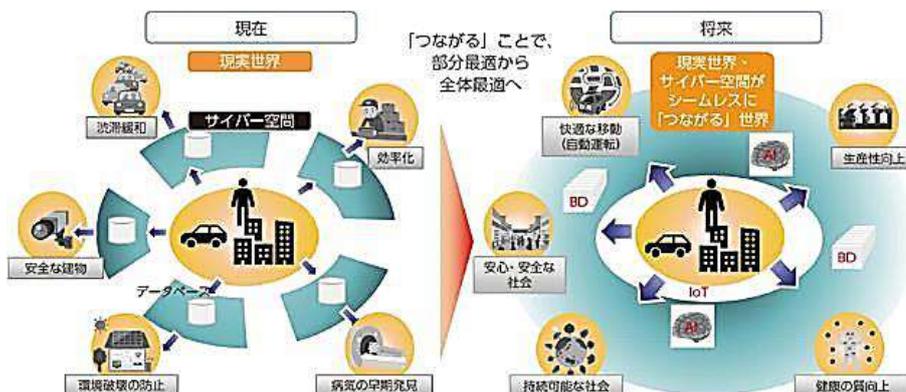


出典：内閣府 HP

■DX (デジタルトランスフォーメーション)

DX 推進ガイドライン (経済産業省) では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されています。

今後、企業が生産性の維持や向上を図るためには、必須の取組であるといえます。



出典：総務省 HP

(6) SDGs 等企業活動の国際目標の設定

平成 27 (2015) 年 9 月、「SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」が国連サミットで採択されました。これは、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標として「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、持続可能な世界を実現するための 17 の目標を定めたものです。その後、令和元 (2019) 年 9 月に、国連 SDGs サミットで令和 12 (2030) 年までを SDGs 達成に向けた取組を拡大・加速するための行動の 10 年と定めています。

国においても、平成 28 (2016) 年に「SDGs 実施指針」を策定し、解決すべき 8 つの優先課題を示し、これを解決するための施策として、毎年、アクションプランを公表してきました。

「SDGs アクションプラン 2020」においては、令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしや働き方など、すべての日常が激変したことが影響を受け、

- ①感染症対策と次なる危機への備え
- ②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略
- ③SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出
- ④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速

の 4 つの重点事項が掲げられました。

こうした国や地方自治体による SDGs への取組に対して、社会課題解決に向けたソリューションの提供や持続的なビジネスによる地方創生・国際貢献等の形で積極的に参画することで、企業のブランド化や同業他社との差別化を図り、発展を目指す企業も増加しています。

これら多様な目標の追求は、本市を取り巻く社会的背景や課題の解決に貢献し、持続可能なまちづくりに資するものです。産業政策の推進にあたっては、SDGs の理念を念頭に置いて企業が積極的に関与することが求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済の環境変化

令和 2 (2020) 年以降の新型コロナウイルス感染症による影響は、平成 20 (2008) 年のリーマンショックによる影響に匹敵する深刻な状況となる恐れがある一方で、感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」などを取り入れたさまざまな取組も広がりを見せています。

ウィズコロナやポストコロナを見据えたこのような取組を先取りすることは、日本の産業がこれまで抱えてきた構造的問題を解決することにつながる可能性もあると考えられます。

一方で、企業においては、リモートワークの活用など非接触型社会を加速させるとともに、DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進やサプライチェーンの強靱化・多元化等の企業戦略の見直しを迫られるなど、新たな課題にも直面しています。

2 国・県の政策の動向

(1) 国の動向

ア 「新しい資本主義」

令和3(2021)年10月に発足した岸田政権は、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現に向けた取組を進めています。

「成長と分配の好循環」は、成長により原資を稼ぎ出す(企業収益増、歳入増)ことで分配が可能になり、分配により需要が増加(消費、投資)するとともに成長力が強化されることで次なる成長へ、これらを官民が協力して実現するものです。

「コロナ後の新しい社会の開拓」は、新型コロナウイルス感染症による影響として、働き方や生活に対する人々の意識が変化し、これまで進まなかったデジタル化が急速に進展するなど、社会が変わっていくなかにおいて、古い経済社会の慣行や規制・制度の改革に取り組むことで、コロナとの共生を前提とした、新しい社会を創りあげていくものです。

成長の実現にあたっては、DX(デジタルトランスフォーメーション)や気候変動の解決に向けたグリーン分野の成長といった科学技術立国を推進し、イノベーション力を抜本的に強化することが重要となります。また、イノベーションを社会課題の解決に活用することで、利便性の高い社会を作るとともに、中小企業やスタートアップなど幅広い産業や企業の生産性向上を促進し、豊かな中間層を生み出していくことも重要となります。さらに、製品だけでなく、サービスのイノベーションも進めていく必要があります。

そのうえで、従業員に賃金の形で分配することにより、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益がさらに向上し、持続的な成長につながります。また、成長と分配を同時に実現するためには、幼児教育・保育や小中学校から企業内まで、「人」への投資を強化する必要があります。多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)を尊重し、国民全員が参加・活躍できる社会を創り、一人一人が付加価値を生み出す環境を整備する必要があります。さらに、リカレント教育やセーフティネットの整備を通じて、やり直しのできる社会、誰一人として取り残さない社会を実現することも求められます。

イ 関連する法令

① 産業競争力強化法

新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、新たな日常に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、令和3（2021）年8月に法改正が行われました。

本市では、同法に基づく「創業支援計画」を策定し、計画に基づく支援等を行います。

② 中小企業等経営強化法

中小企業の生産性向上を推進し、先端設備の導入による競争力の強化を図る「生産性向上特別措置法」が廃止されたことにより、中小企業が生産性向上のための先端設備等の設備投資の促進を支援する措置については同法へ移管されました。

本市では、生産性向上を促進するための「導入促進基本計画」を策定するとともに、計画に沿って新たな設備等の導入を通じた労働生産性の向上を図るため、個人事業主を含む中小企業が策定する「先端設備等導入計画」の認定及び支援措置の提供等を行います。

③ 中小企業強靱化法・小規模事業者支援法

自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、令和元（2019）年7月に中小企業強靱化法が施行されました。同法では、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容（事前対策）をとりまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定することとされており、令和2（2020）年10月から感染症対策に関する同計画の認定も開始されています。

加えて、自然災害等は小規模事業者の事業活動の継続にも支障をきたしていることから、小規模事業者の経営の強靱化を図り、災害対応力を高めるなどの課題へ対応するため、令和元（2019）年7月に小規模事業者支援法も改正されています。同法では、商工会議所等が市町村と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画である「事業継続力強化支援計画」を都道府県知事が認定することになっています。

いずれの計画においても、認定を受けた者に対する支援措置が講じられます。

また、小規模事業者支援法については、商工会議所等が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして経営発達支援事業が位置づけられており、商工会議所等が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定しています。同計画については、令和元（2019）年7月に法改正が行われたことにより、市と共同で計画を作成することが必須とされました。

本市では、新たな「経営発達支援計画」について、商工会議所と共同で作成することになります。

(2) 県の動向

県では、産業振興施策・労働施策を効果的に推進していくため、「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略（令和4年度～令和8年度）」を策定しています。

この戦略は、「埼玉県5か年計画ー日本一暮らしやすい埼玉へー」を踏まえ、県の強みを生かした産業と労働に関する施策展開の方向性や具体的なプログラムを示したもので、「埼玉県中小企業振興基本条例を具現化する戦略」「埼玉県小規模企業振興基本条例を具現化する戦略」「社会経済情勢の変化に的確に対応する戦略」「中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援する戦略」「産業と雇用の好循環を目指した戦略」としての特徴を有しています。

【県の産業振興施策・労働施策】

施策		指標	単位	最終目標値		
Ⅰ 産業を振興し、稼げる力を高める	1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	1 経営革新計画の承認件数	件	5,000	令和4年度～令和8年度の累計	
		2 県の支援による創業件数	件	1,000	令和4年度～令和8年度の累計	
	2 新たな産業の育成と企業誘致の推進	3 企業（製造業）が生み出す付加価値額	兆円	4.8	令和8年	
		4 新規の企業立地件数	件	250	令和4年度～令和8年度の累計	
	3 商業・サービス産業の育成	5 サービス産業の労働生産性	万円	459.2	令和8年度	
	4 魅力ある観光の推進	6 観光客1人当たりの観光消費額				
		県外からの宿泊客	円	29,300	令和8年	
		県外からの日帰り客	円	8,700	令和8年	
		7 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数	万人	16,000	令和8年	
		8 外国人観光客数	万人	65	令和8年	
Ⅱ 誰もが安心して活躍できる社会をつくる	5 幅広い世代への就業支援	9 就業率	%	61.7	令和8年	
		10 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	%	3.9	令和8年度	
	6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備	11 多様な働き方実践企業のうちプラチナ認定企業の割合		%	27.5	令和8年度末
		12 女性の就業率		%	75.1	令和8年
	7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援	30～39歳		%	79.2	令和8年
		40～49歳		%		
		13 女性キャリアセンターを活用した就業確認者数		人	9,500	令和4年度～令和8年度の累計
		14 シニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数		社	1,800	令和8年度末
		15 県の就業支援による65歳以上の就職確認者数		人	3,700	令和4年度～令和8年度の累計
	8 障害者の就業支援	16 民間企業の障害者雇用率		%	法定雇用率以上	令和8年
9 産業人材の確保・育成	17 在職者訓練による人材育成数		人	22,500	令和4年度～令和8年度の累計	
	18 技能検定合格者数		人	46,000	令和4年度～令和8年度の累計	

出典：埼玉県「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」

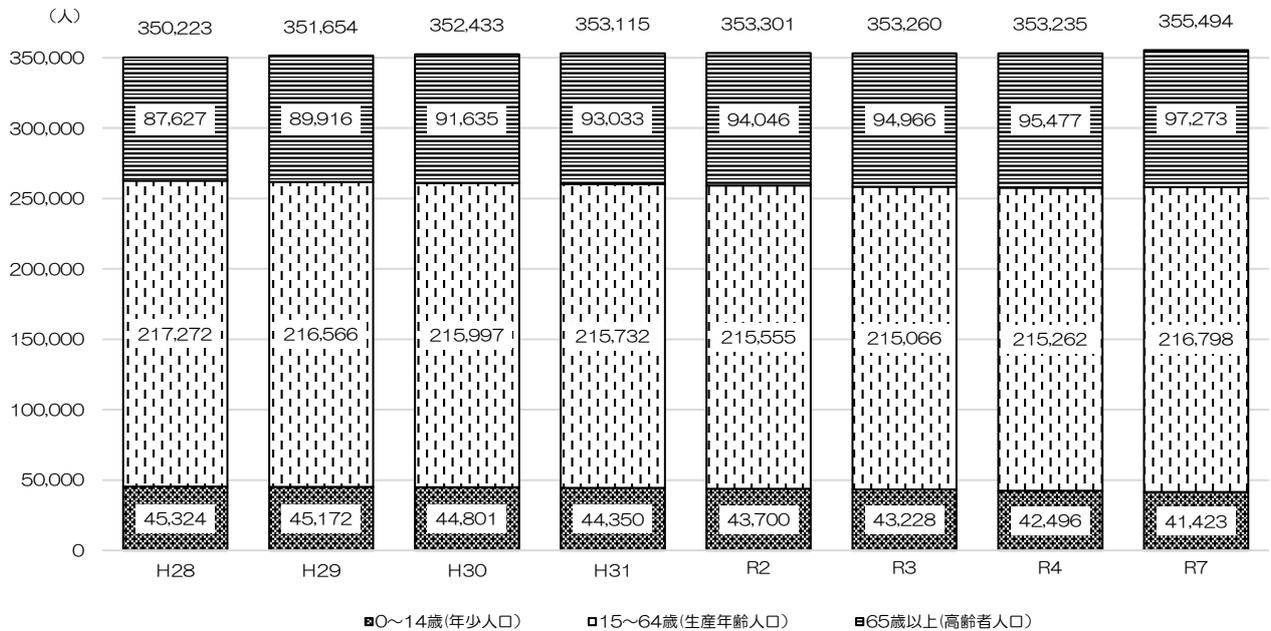
3 本市の現状

(1) 人口動態

ア 本市の人口の推移

川越市住民基本台帳に基づく人口の推移をみると、平成 27 (2015) 年 8 月には 35 万人に達し、その後も緩やかに増加を続けています。男女別人口、近年の人口動態及びコーホート要因法に基づく人口推計によると、令和 10 (2028) 年までは微増で推移するものと見込まれていますが、その後は、増加傾向から減少局面に転じることが見込まれます。

また、人口の年齢別構成は、年少人口 (0~14 歳) と生産年齢人口 (15~64 歳) の割合が徐々に減少する一方、高齢者人口 (65 歳以上) の割合は増加することが見込まれています。



出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在） ※令和 7 年は市推計

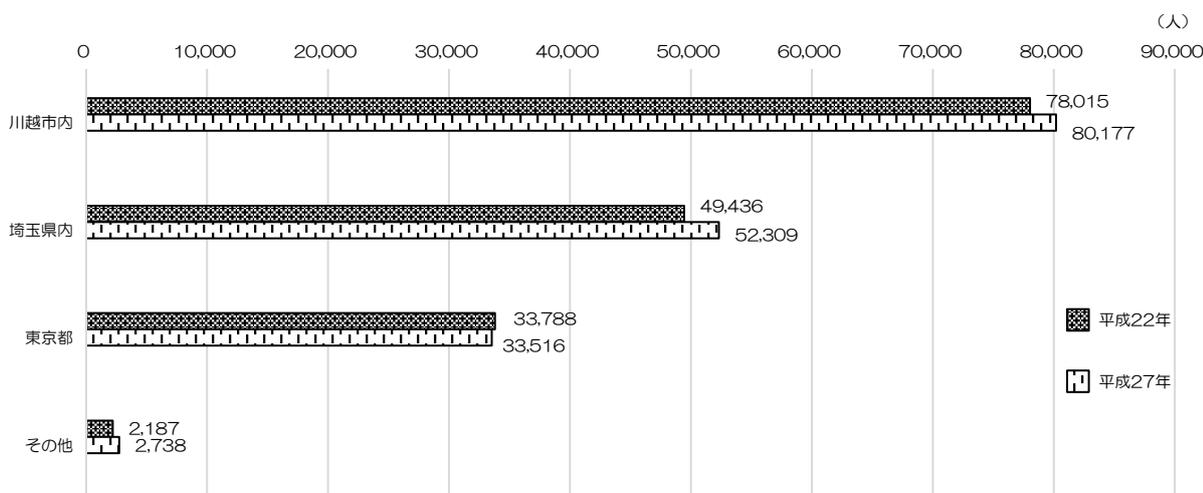
イ 15 歳以上就業者・通学者の通勤・通学の状況

本市に常住する 15 歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地の状況 (以下「通勤・通学」という。) をみると、平成 27 (2015) 年では、市内への通勤・通学が 80,177 人 (うち就業者 73,536 人) となっています。

また、本市以外の県内へは 52,309 人 (うち就業者 46,187 人)、東京都へは 33,516 人 (うち就業者 29,030 人)、その他へは 2,738 人 (うち就業者 2,321 人) となっています。

平成 22 (2010) 年と比較すると、市内への通勤・通学及び本市以外の県内への通勤・通学は増加している一方で、東京都への通勤・通学は減少しています。

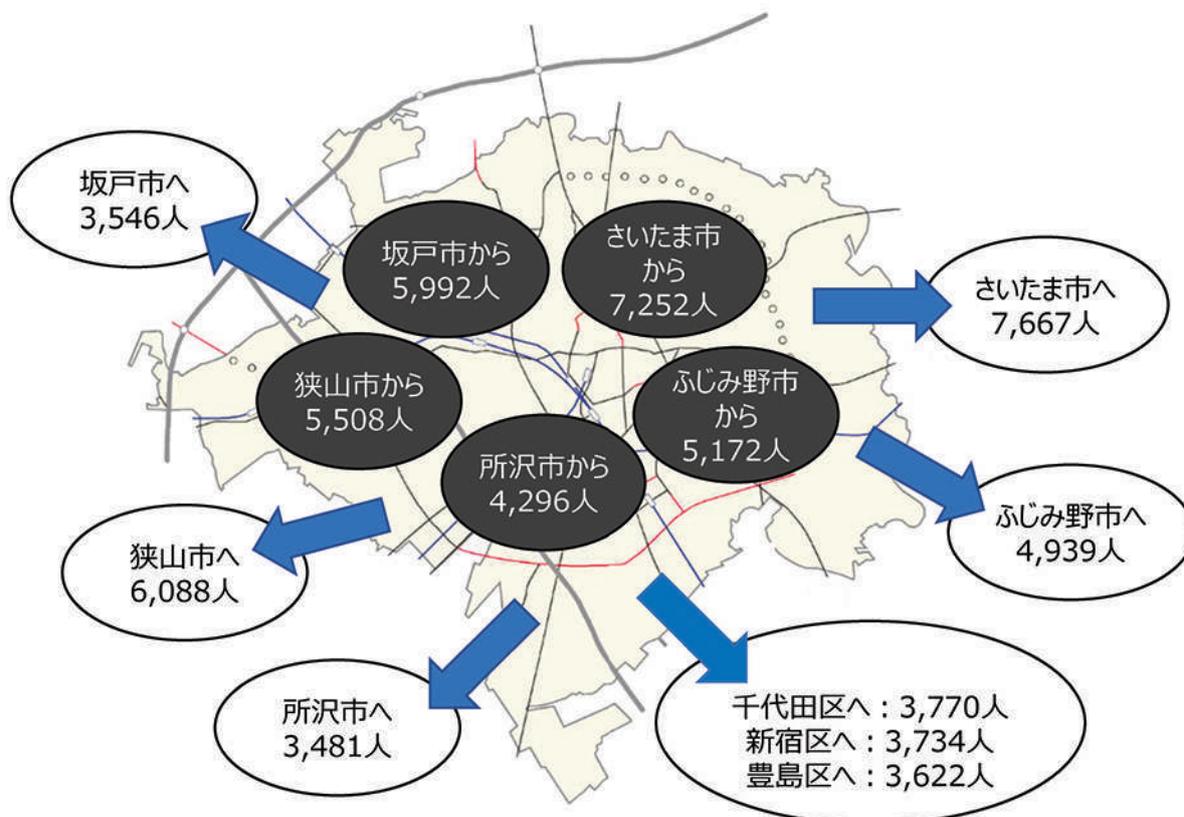
【通勤・通学者の推移（実数）】



出典：総務省「国勢調査」

【通勤・通学の状況】

本市から市外または市外から本市へ通勤・通学する人数が3,000人以上となっている自治体は以下のとおりです。そのうち、坂戸市、所沢市及びふじみ野市は、本市へ通勤・通学する人数の方が多くなっています。



資料：総務省「平成27年国勢調査」

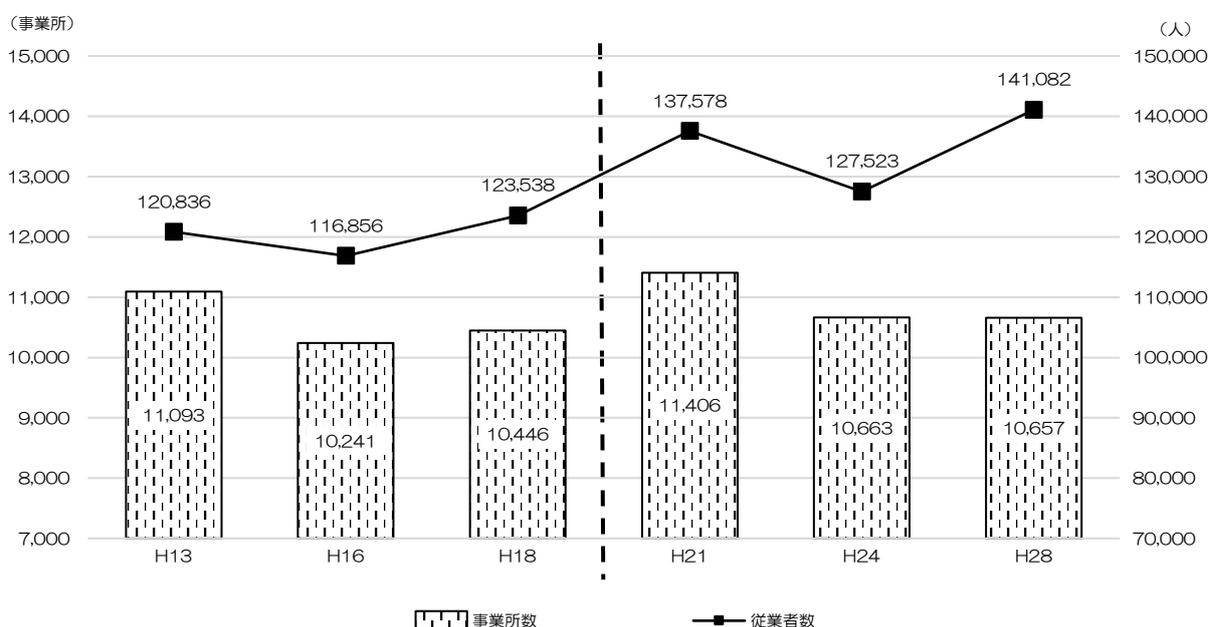
(2) 産業・就業構造

ア 事業所数及び従業者数の推移

平成 28 (2016) 年の事業所数は 10,657 事業所で、従業者数は 141,082 人となっています。

平成 24 (2012) 年と比較すると事業所数はほぼ横ばいとなっているものの、従業者数は 13,559 人増加しています。

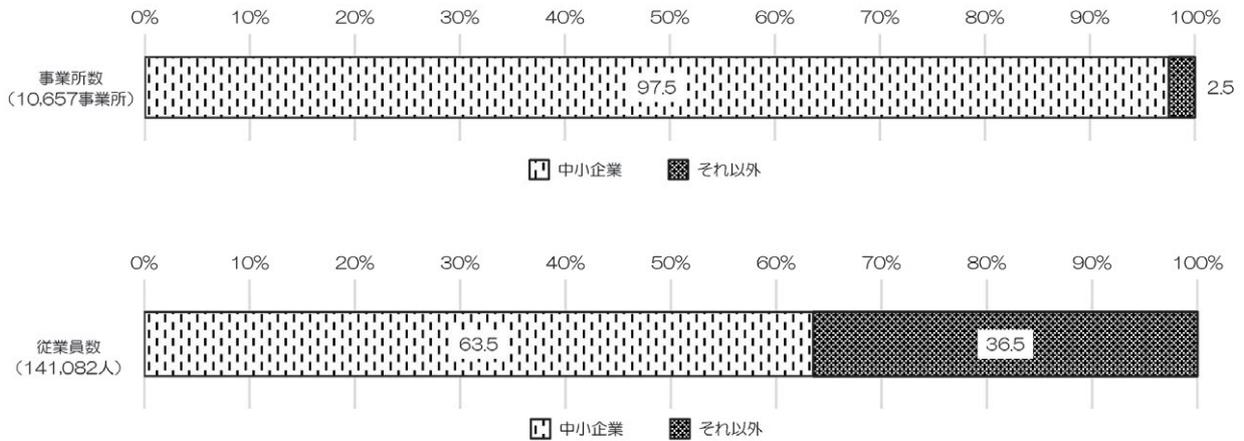
平成 21 (2009) 年からは事業所に係る統計調査が変更となったため、平成 13 (2001) 年から平成 18 (2006) 年までの推移と、平成 21 (2009) 年から平成 28 (2016) 年までの推移を単純に比較することはできませんが、事業所数は約 11,000 事業所、従業者数は 13 万人前後で推移しています。



出典：総務省「事業所・企業統計調査」(H13～H18)、
 総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」、
 総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」
 総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

イ 中小企業※事業所数・従業員数

本市にある中小企業は、市内事業所数の97.5%、従業員数の63.5%を占めています。



出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

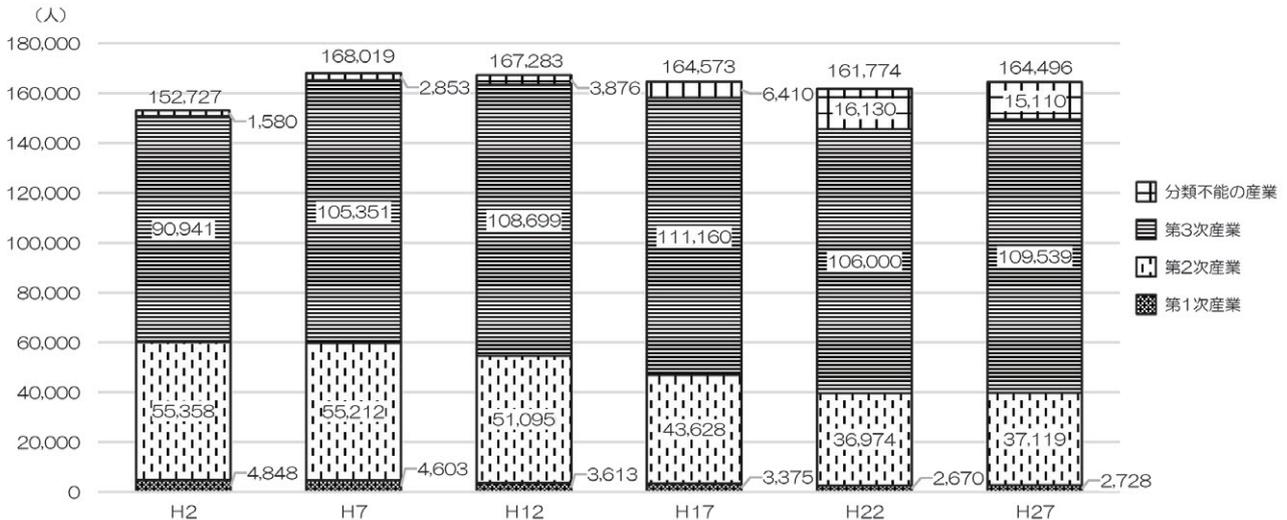
※「中小企業基本法」第2条第一項における中小企業の定義に従い、以下に示す従業員数の事業所を中小企業として、「平成28年経済センサス活動調査」より算出

(製造業その他：従業員300人以下/卸売業・サービス業：従業員100人以下/小売業：従業員50人以下)

ウ 産業別就業者数の推移

産業別の就業者数について、第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）は減少傾向で推移していましたが、平成27（2015）年には増加に転じています。

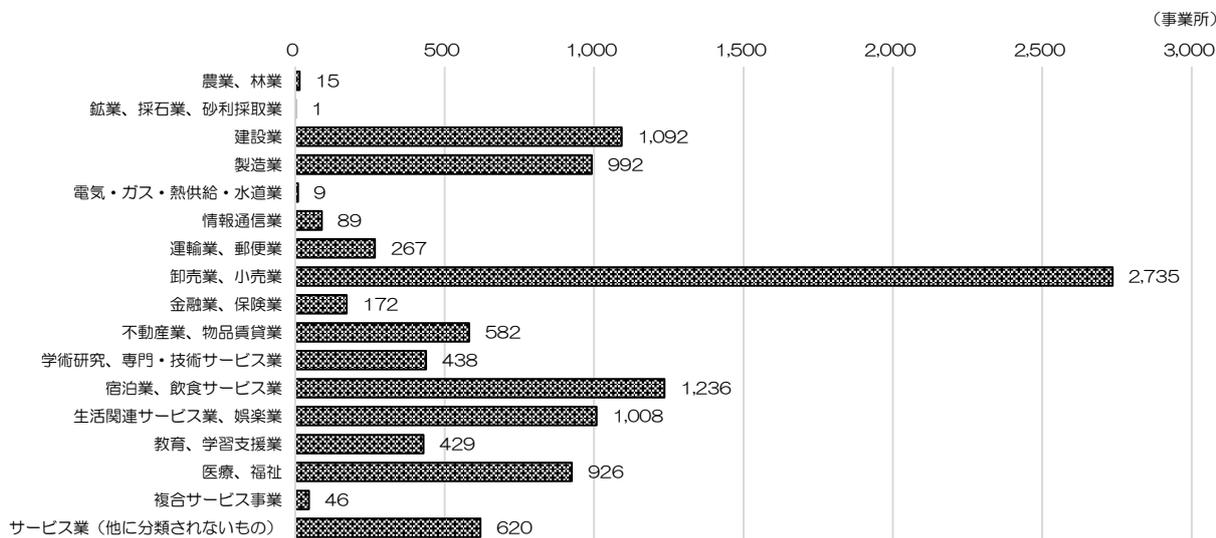
第3次産業（卸売業、小売業、サービス業など）は、平成2（1990）年から平成17（2005）年まで増加傾向で推移しており、平成22（2010）年には一旦減少したものの、平成27（2015）年には再び増加に転じています。



出典：総務省「国勢調査」

エ 産業分類別事業所数

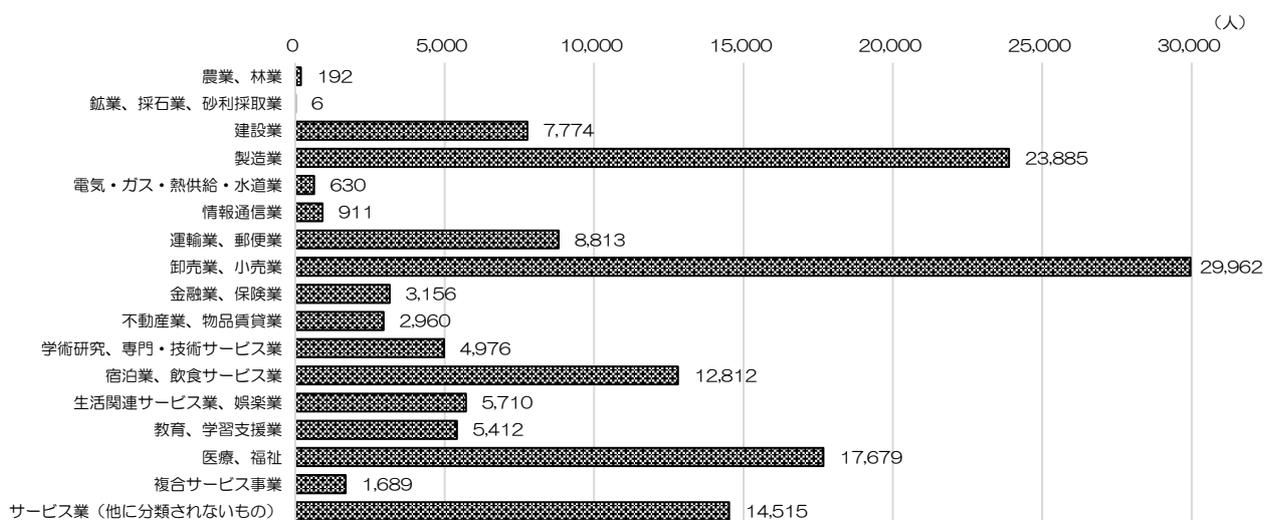
平成 28 (2016) 年の産業分類別事業所数は、「卸売業、小売業」が 2,735 事業所と最も多く、全体の 25.7%を占めています。以下、「宿泊業、飲食サービス業」が 1,236 事業所、「建設業」が 1,092 事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が 1,008 事業所、「製造業」が 992 事業所となっています。



出典：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

オ 産業分類別従業者数

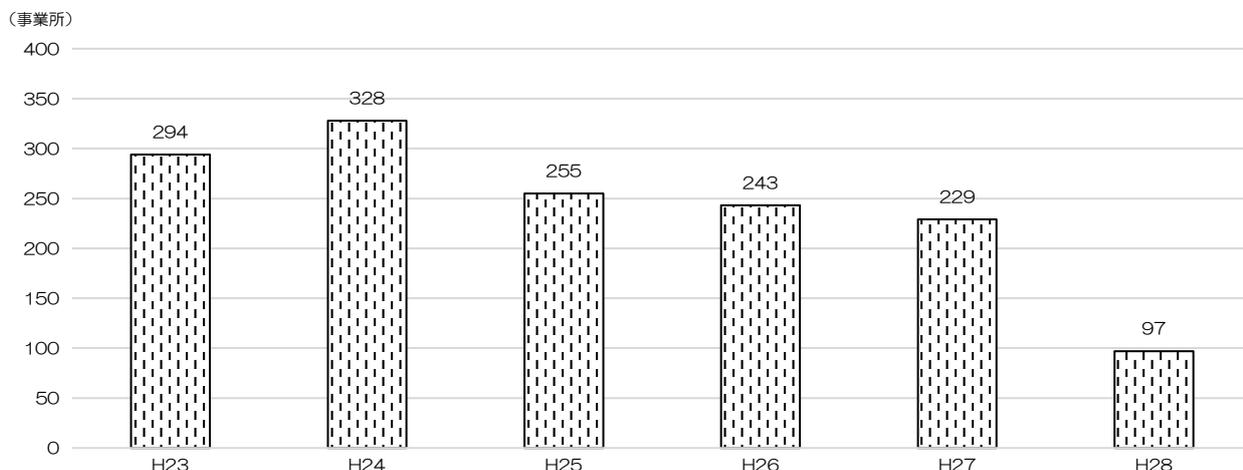
平成 28 (2016) 年の産業分類別従業者数は、「卸売業、小売業」が 29,962 人、「製造業」が 23,885 人で、その合計は全体の 38.2%を占めています。以下、「医療、福祉」が 17,679 人、「サービス業（他に分類されないもの）」が 14,515 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 12,812 人となっています。



出典：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

カ 開設事業所数の推移

本市の開設事業所数は平成 28 (2016) 年で 97 事業所となっており、平成 24 (2012) 年の 328 事業所をピークに、減少傾向が続いています。

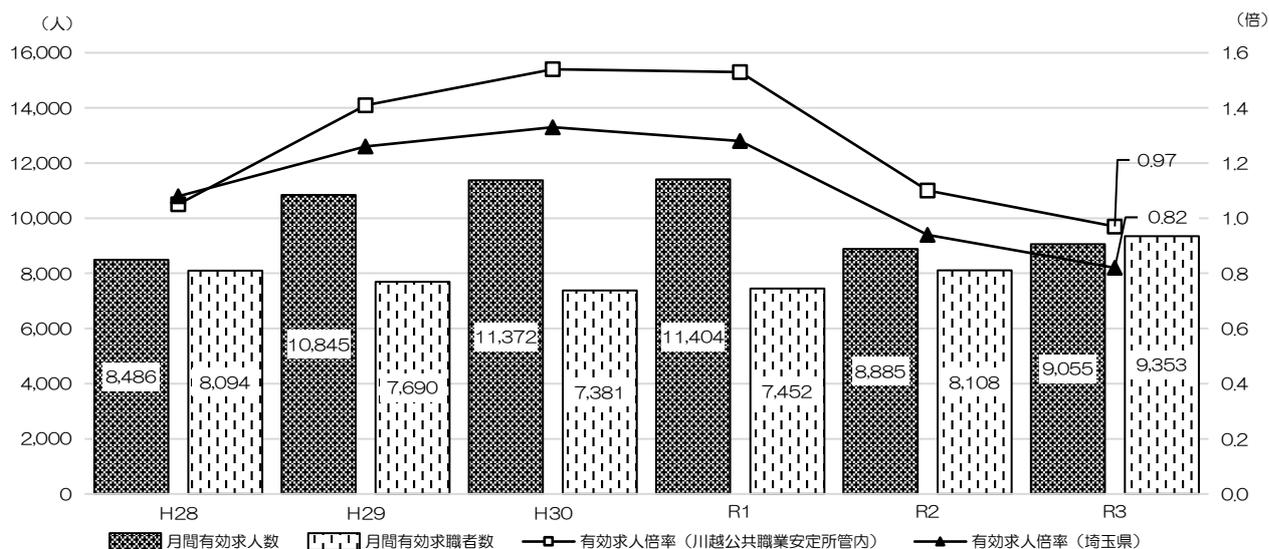


出典：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

キ 有効求人倍率、月間有効求人数及び有効求職者数の推移

平成 28 (2016) 年から令和元 (2019) 年までは、有効求人倍率が改善し、月間有効求人数も増加しており雇用情勢は改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 (2020) 年には月間有効求人数が減少に転じ、有効求人倍率も低下しています。

なお、本市を含む川越公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成 29 (2017) 年以降、県全体をやや上回った割合で推移しています。



※ H28～R2 は年間の平均値、R3 は5月の数値

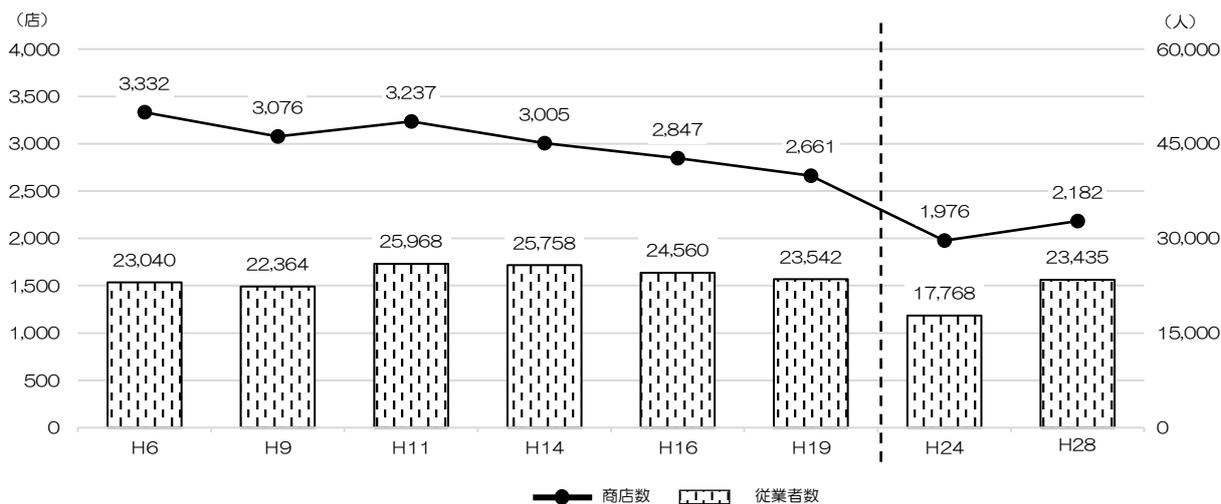
出典：ハローワーク川越「労働市場ニュース(令和3年5月分)」

(3) 商業

ア 商業（卸売業、小売業）

① 商店数及び従業者数の推移

商店数は、平成 11(1999)年の 3,237 店から減少傾向が続いていましたが、平成 28(2016)年に増加に転じています。従業者数も、平成 24(2012)年に 17,768 人まで減少していましたが、平成 28(2016)年は増加して 23,435 人となっています。



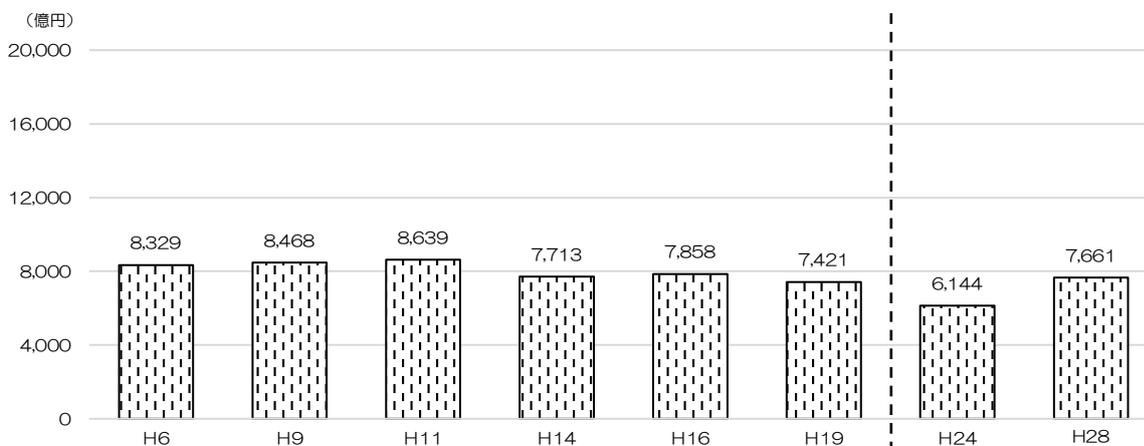
※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできない。

出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」、「平成 28 年経済センサス活動調査」

② 年間商品販売額の推移

年間商品販売額は、平成 11(1999)年以降減少傾向が続いていましたが、平成 28(2016)年には増加に転じて 7,661 億円となっています。



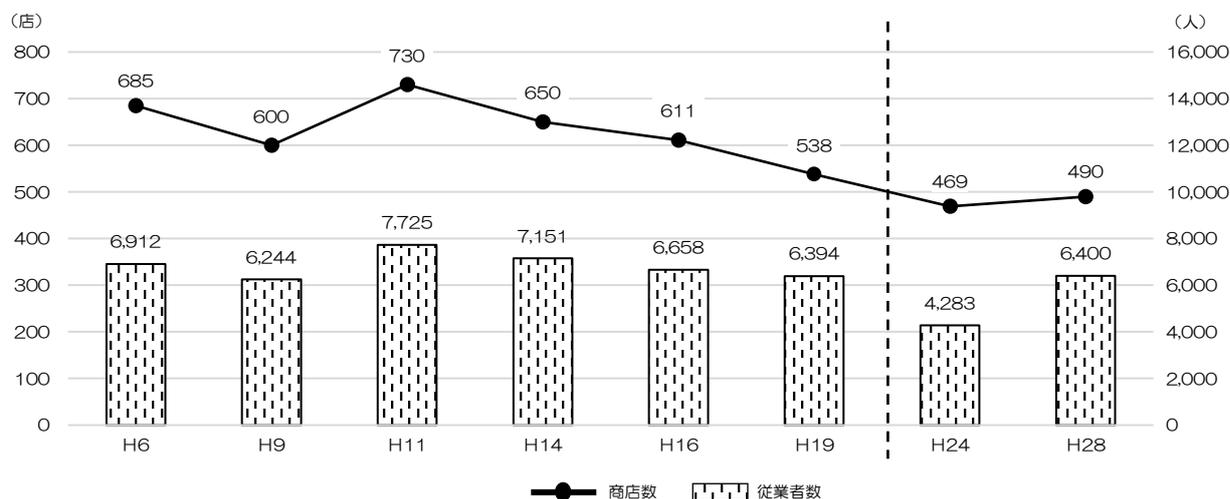
出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」、「平成 28 年経済センサス活動調査」

イ 卸売業

① 商店数及び従業者数の推移

卸売業の商店数は、平成11(1999)年以降減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年に増加に転じて490店となっています。従業者数も同様に減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年に増加に転じて6,400人となっています。



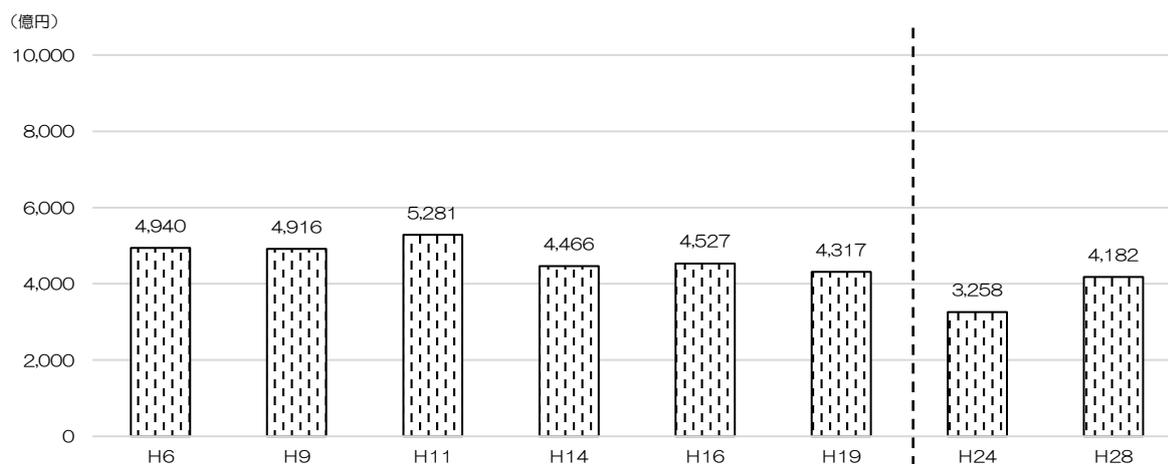
※ 「平成24年経済センサス活動調査」と「平成19年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできない。

出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

② 年間商品販売額の推移

年間商品販売額は、平成11(1999)年の5,281億円をピークに減少していましたが、平成28(2016)年には増加に転じて4,182億円となっています。



※ 「平成24年経済センサス活動調査」と「平成19年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできない。

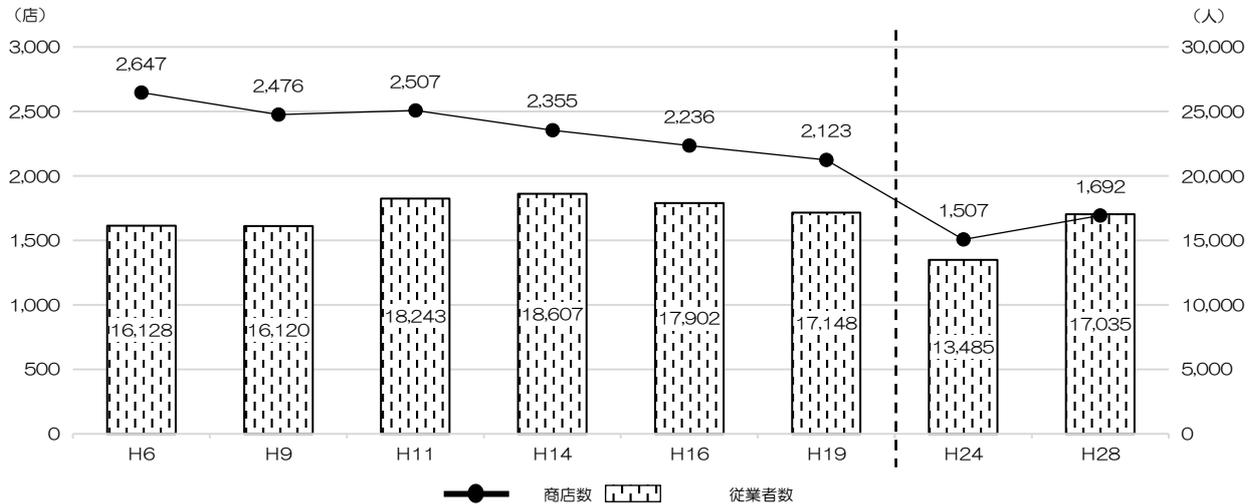
出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

ウ 小売業

① 商店数及び従業者数の推移

小売業の商店数は、平成11(1999)年以降減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年に増加に転じて1,692店となっています。従業者数も同様に減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年に増加に転じて17,035人となっています。



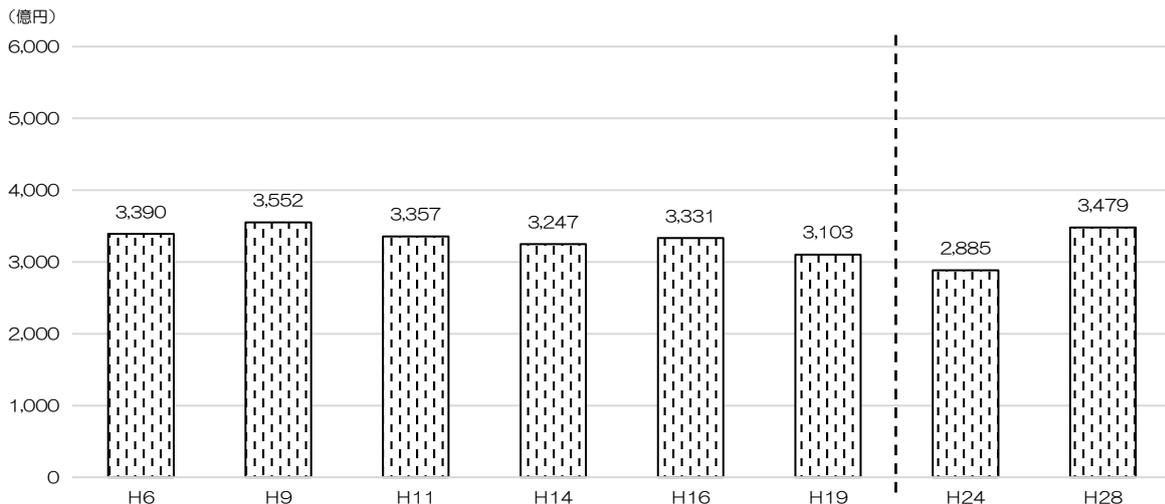
※ 「平成24年経済センサス活動調査」と「平成19年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできない。

出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

② 年間商品販売額の推移

年間商品販売額は、平成9(1997)年の3,552億円をピークに減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年に増加に転じて3,479億円となっています。



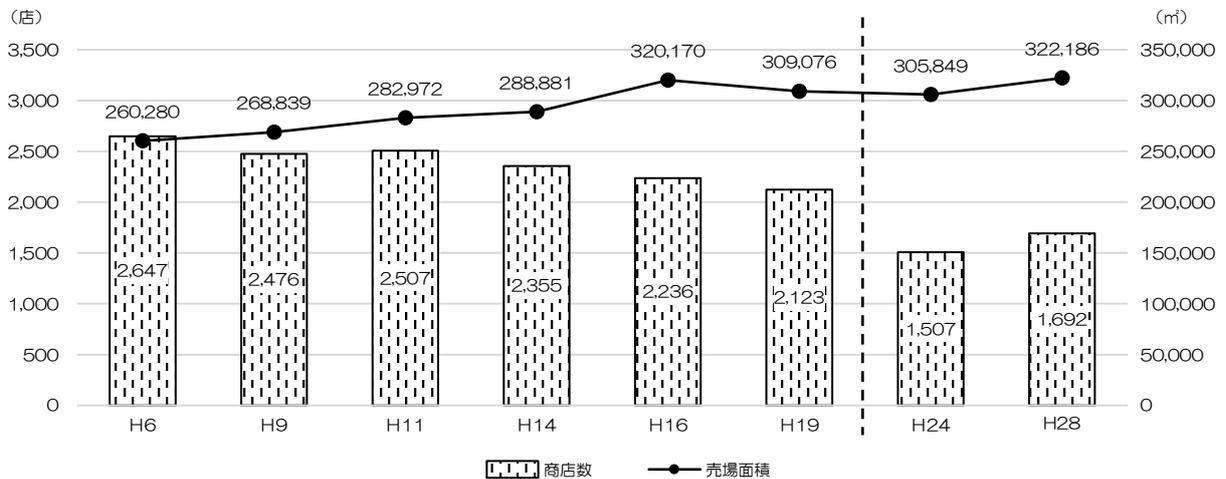
※ 「平成24年経済センサス活動調査」と「平成19年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできない。

出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

③ 小売業の商店数及び売場面積の推移

小売業の商店数は減少傾向にありましたが、平成28(2016)年には増加に転じて1,692店となっています。また、売場面積も平成16(2004)年をピークに減少傾向になっていましたが、平成28(2016)年には増加に転じて322,186㎡となっています。



※ 「平成24年経済センサス活動調査」と「平成19年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なるため、単純に比較することはできない。

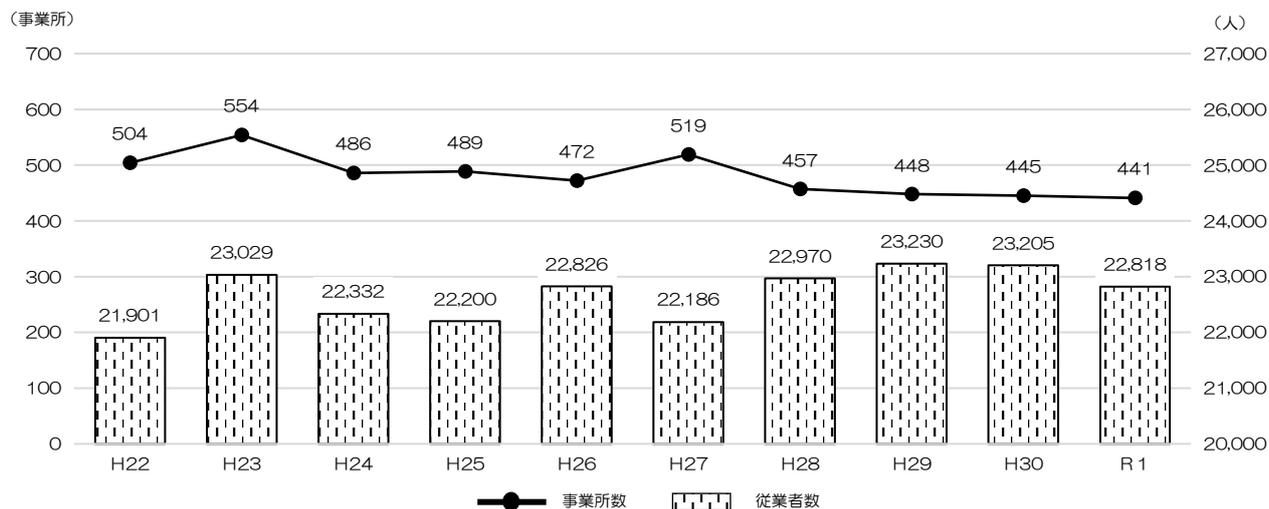
出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成28年経済センサス活動調査」

(4) 工業

ア 事業所数及び従業者数の推移

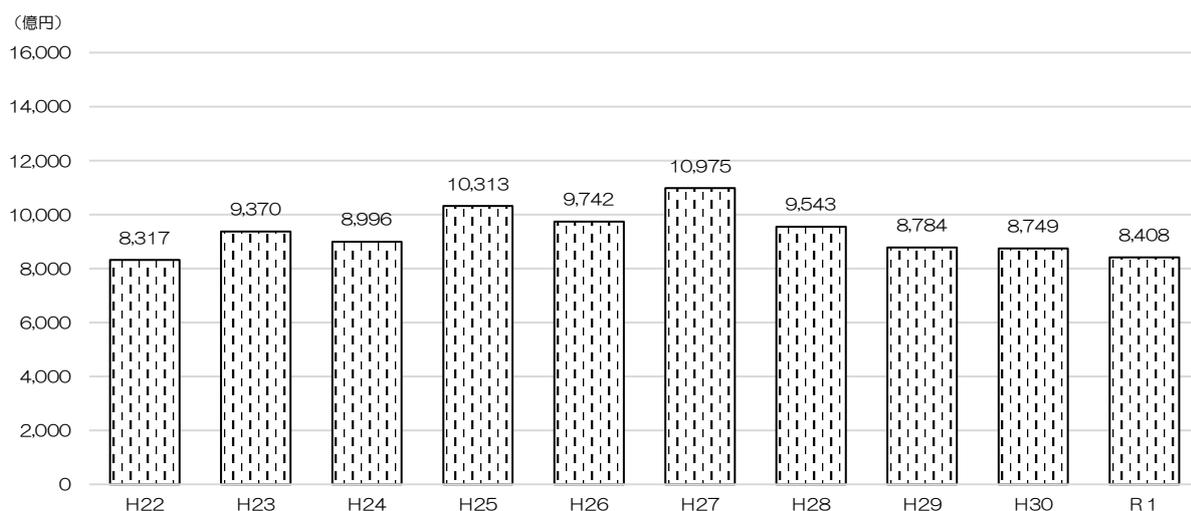
従業者数4人以上の事業所が集計されている工業統計調査によると、事業所数は、平成23(2011)年の554事業所をピークに減少傾向となっています。従業者数は、平成23(2011)年以降増減を繰り返しながら、23,000人前後で推移しています。



出典：H23：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」
 H27：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」
 それ以外：経済産業省「工業統計調査」

イ 製造品出荷額等の推移

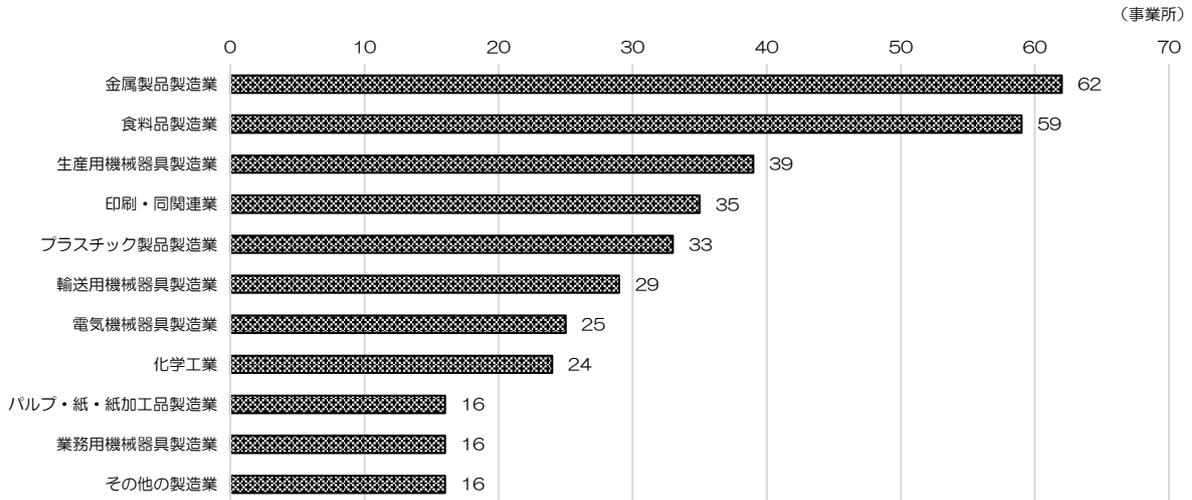
製造品出荷額等は、平成27(2015)年の10,975億円をピークに減少し、令和元(2019)年には8,408億円となっています。



出典：H23：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」
 H27：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」
 それ以外：経済産業省「工業統計調査」

ウ 産業分類別事業所数

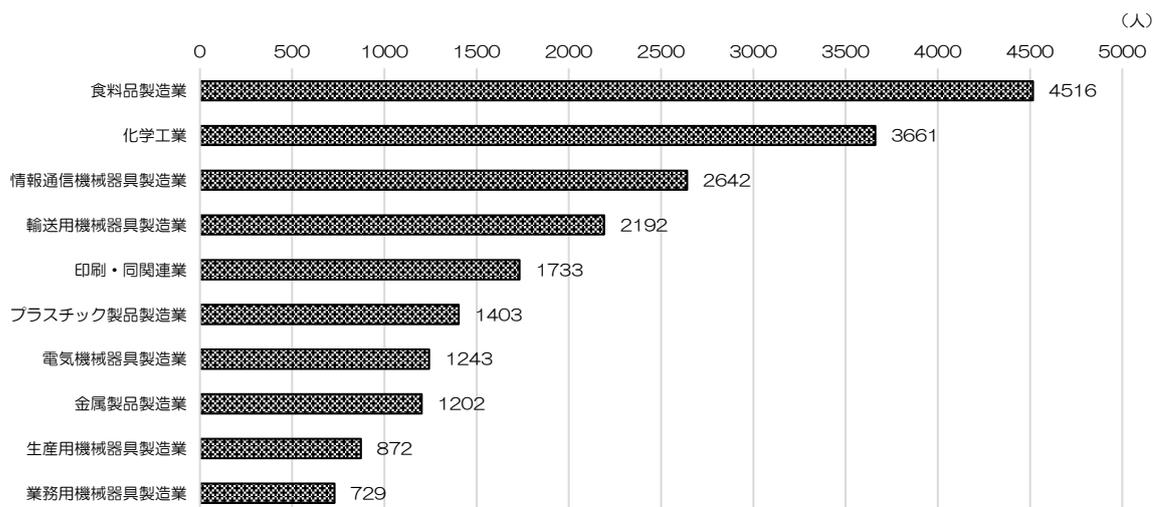
令和元（2019）年の産業分類別事業所数（上位10項目）は、金属製品製造業が62事業所と最も多くなっています。次いで、食料品製造業が59事業所、生産用機械器具製造業が39事業所となっています。



出典：経済産業省「工業統計調査」

エ 産業分類別従業者数

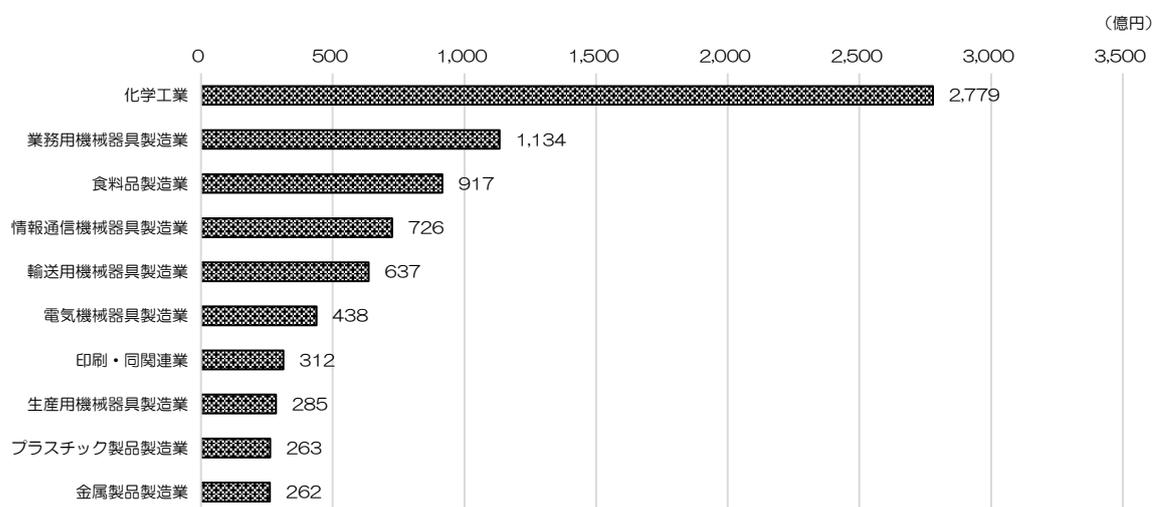
令和元（2019）年の産業分類別従業者数（上位10項目）は、食料品製造業が4,516人と最も多くなっています。次いで、化学工業が3,661人、情報通信機械器具製造業が2,642人となっています。



出典：経済産業省「工業統計調査」

オ 産業分類別製造品出荷額等

令和元（2019）年の産業分類別製造品出荷額等（上位10項目）は、化学工業が2,779億円と最も多くなっています。次いで、業務用機械器具製造業が1,134億円、食料品製造業が917億円となっています。



出典：経済産業省「工業統計調査」

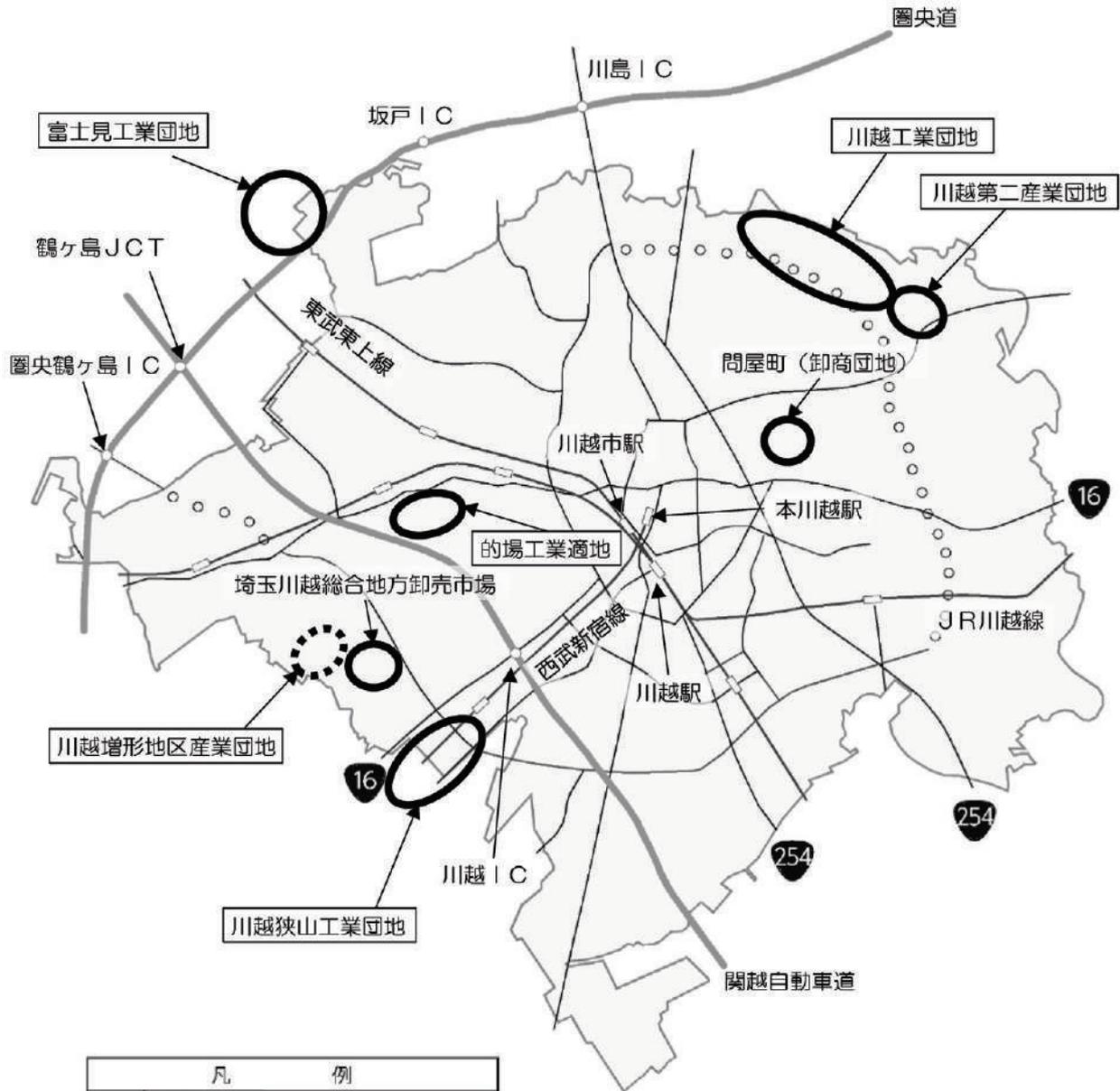
カ 県内市町村の製造品出荷額等

令和元（2019）年の本市の製造品出荷額等は8,408億円で県内第4位となっています。本市は、川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地、的場工場適地等の複数の工業集積が立地しており、工業都市としての一面を有しています。

	市町村 (上位5位まで)	製造品出荷額等 (万円)	県内シェア
第1位	狭山市	107,565,958	7.8%
第2位	熊谷市	96,078,988	7.0%
第3位	さいたま市	88,919,557	6.5%
第4位	川越市	84,079,735	6.1%
第5位	川口市	52,078,335	3.8%
	県全体	1375816504	

出典：経済産業省「工業統計調査」

【川越市主要交通及び工業団地等一覧】



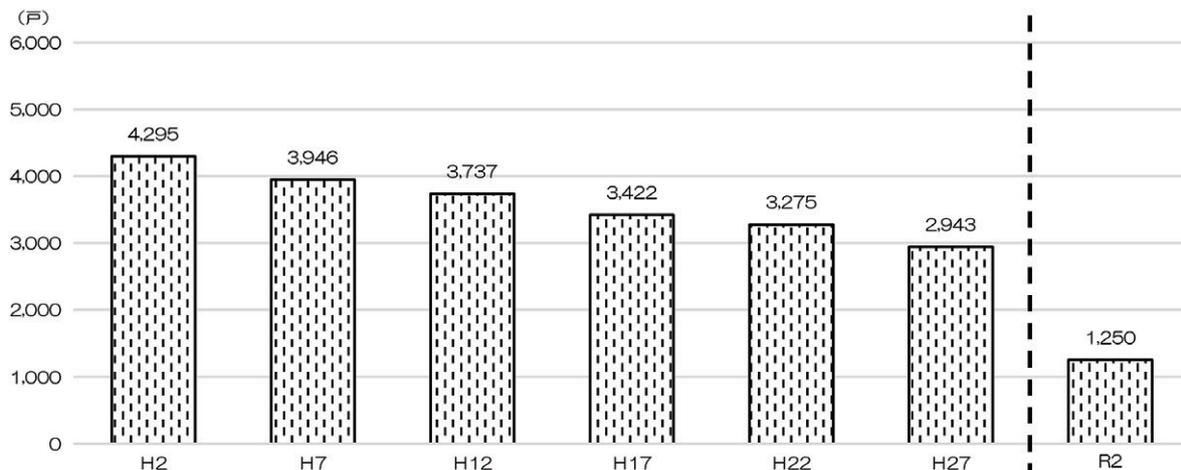
*主要幹線道路：都市計画決定がなされている主要幹線道路及び主要地方道。

*主要幹線構想道路：都市計画決定がなされていない広域幹線構想道路。

(5) 農業

ア 総農家数の推移

総農家数は減少傾向で、集計方法の変更を勘案しても減少傾向は続いています。令和2(2020)年では1,250戸となっています。

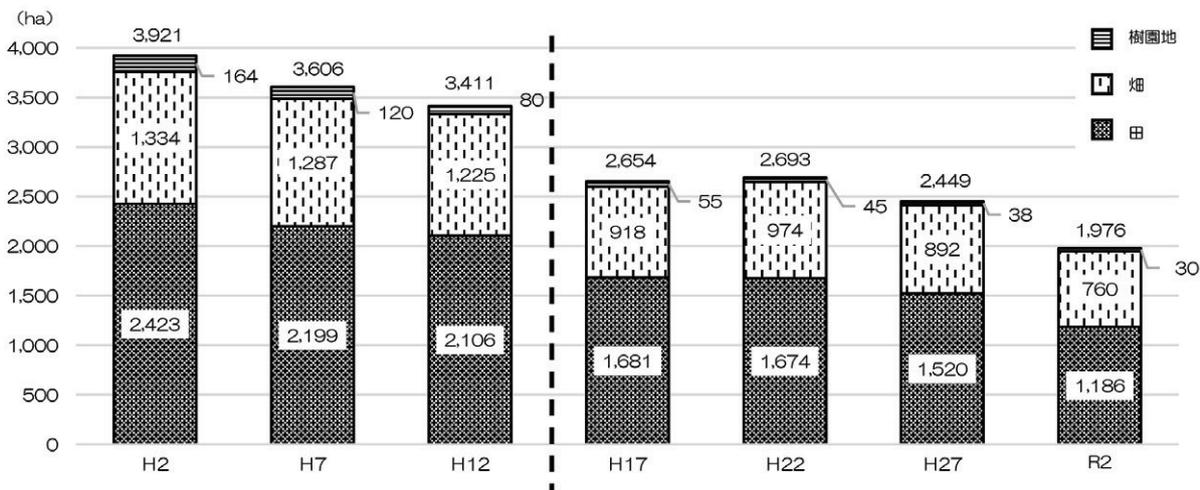


※ 令和2年から、主業・準主業・副業的農家数については個人経営体を基にした集計方法に変更され、販売農家を基にした平成27年までの数値とは異なっているため、単純に比較することはできない。

出典：農林水産省「世界農林業センサス」、農林水産省「農業センサス」、農林水産省「農林業センサス」

イ 用途別経営耕地面積の推移

経営耕地面積は減少傾向で、集計方法の変更を勘案しても減少傾向は続いています。令和2(2020)年では1,976haとなっています。

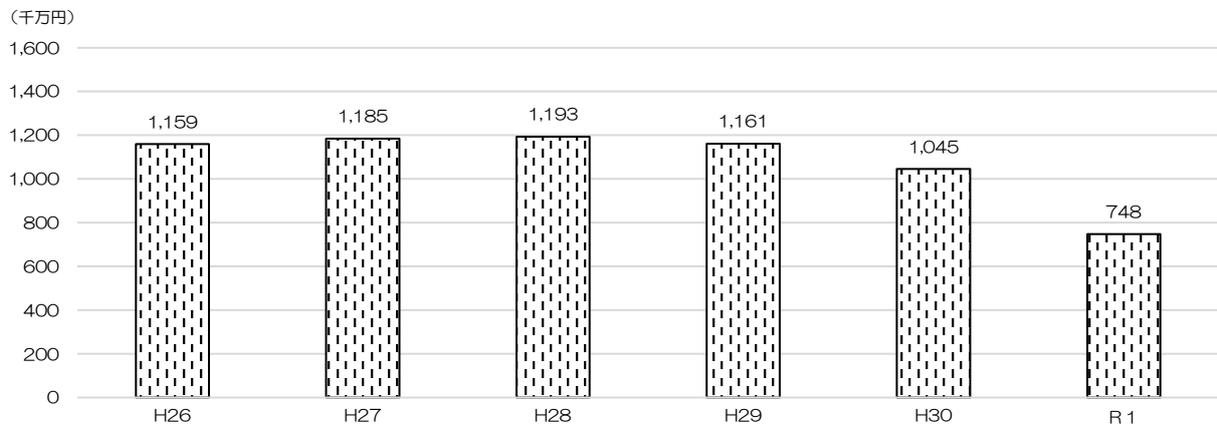


※ 平成17(2005)年からは、経営耕地面積が30a以上の規模の農業者等が経営している耕地についての数値であるため、単純に比較することはできない。また、小数点以下は四捨五入した。

出典：農林水産省「世界農林業センサス」、農林水産省「農業センサス」、農林水産省「農林業センサス」

ウ 農業産出額の推移

農業産出額は減少が続いており、平成28(2016)年の1,193千万円をピークに減少し、令和元(2019)年には748千万円となっています。



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）※」

※ 生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成したものの。

$$\text{市町村別農業産出額（推計）} = \text{都道府県別農業産出額} \times \frac{\text{市町村別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}{\text{都道府県別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}$$

なお、都道府県別農業産出額は、次式によって算出された値。

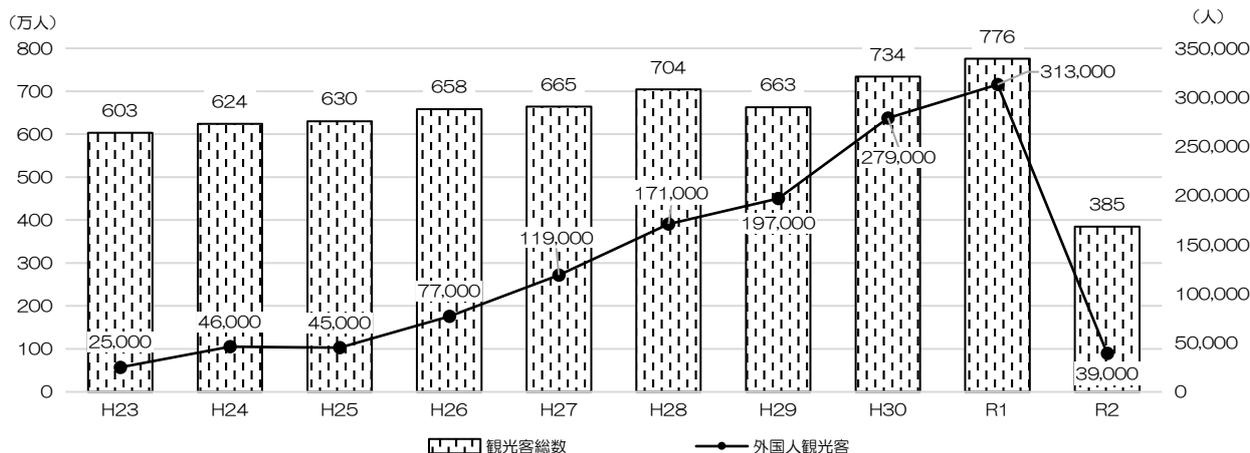
【算式】都道府県別農業産出額 = Σ （品目別生産数量 × 品目別農家庭先販売価格）

(6) 観光

ア 入込観光客数の推移

入込観光客数について、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて385万人にとどまりましたが、令和元年(2019)年は776万人となっており、平成26(2014)年からの5年間で100万人以上増加しています。

同様に、外国人観光客数は、令和元年(2019)年に313,000人となっており、平成26(2014)年からの5年間で4倍以上の増加となっています。

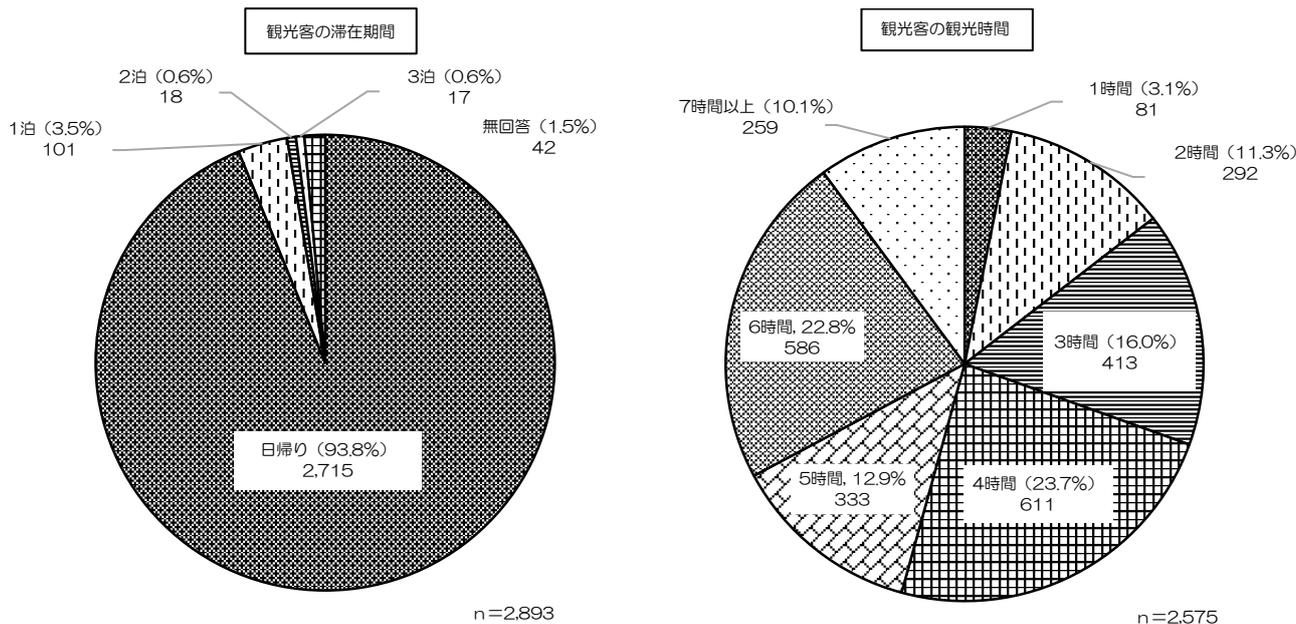


出典：「川越市観光アンケート調査」

イ 観光客の滞在期間と観光時間

観光客の滞在期間は、93.8%が日帰りとなっています。

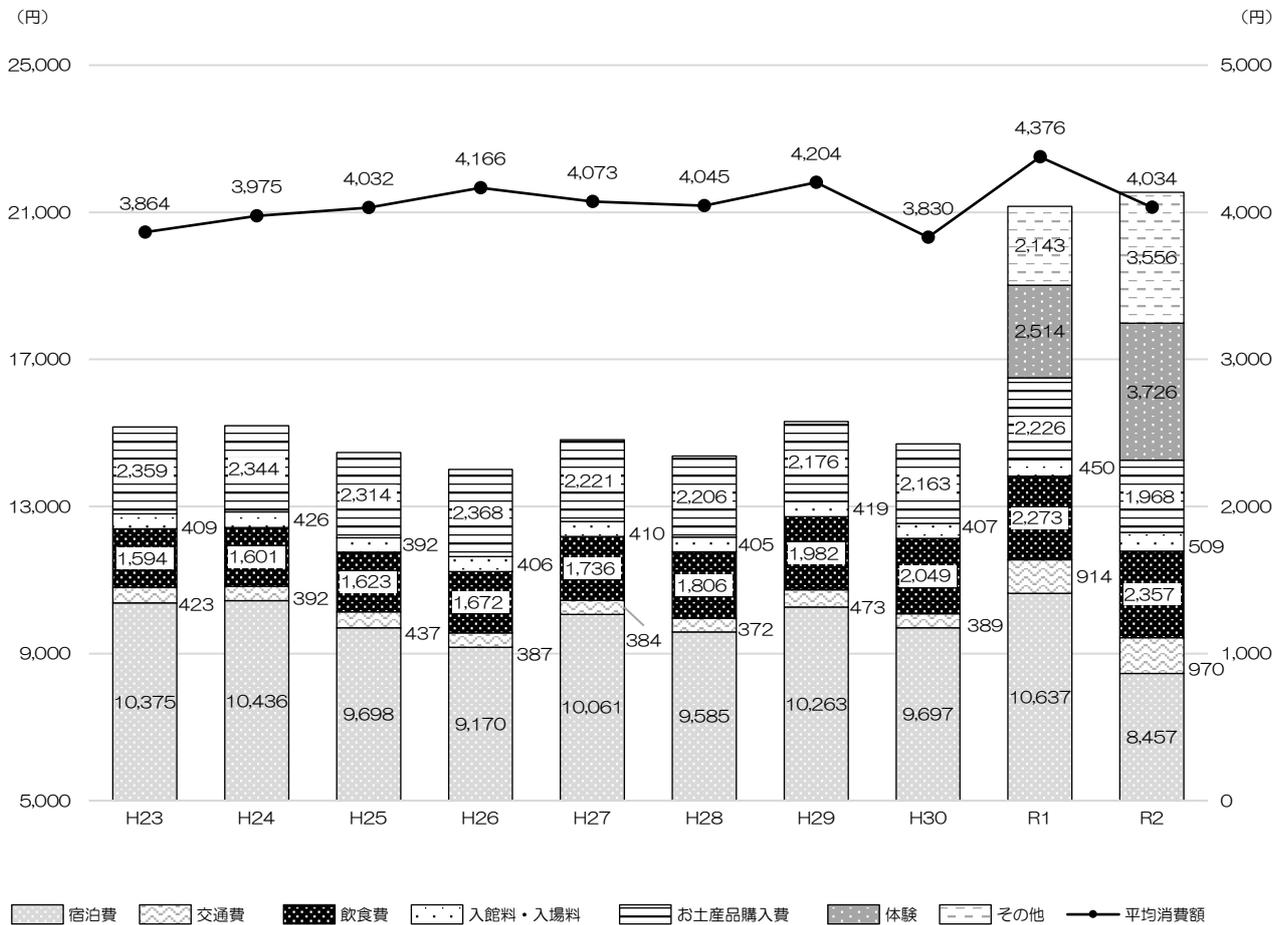
また、観光時間は、4～6時間が全体の6割を占めており、7時間以上の長時間が10.1%、2時間以下の短時間が14.4%となっています。



出典：「川越市観光アンケート調査 (令和2年度)」

ウ 消費項目別の観光客平均消費額

観光客が本市で消費する金額について、宿泊費を除いた令和2（2020）年の内訳は、体験に係る消費額が最も多く平均で3,726円となっています。次いで飲食費が多くなっており、令和2（2020）年は平均で2,357円となっています。



※ 棒グラフは、各項目別に1人当たりの平均消費額を示しており、折れ線グラフは合計の平均消費額を示す。

出典：「川越市観光アンケート調査（令和2年度）」

4 本市産業のポテンシャル

(1) 県南西部地域の中心都市

本市は、県の中央よりやや南、武蔵野台地の最も東北端にあり、入間川が西から北に向かって流れています。面積は109.13 km²、都心から約30 km圏内に位置しています。

江戸時代には、新河岸川を利用した物資の舟運により大消費地である江戸との往来が盛んで、後世には「小江戸」と呼ばれるほどに繁栄しました。町には店舗が軒を並べ、祭礼には江戸の天下祭を模した^{けんらん}絢爛豪華な山車が、町衆によって^{ひまわ}曳き廻されました。

明治26(1893)年に町の3分の1が焼失するという大火に見舞われましたが、商人たちは焼け残った蔵造りの町並みを見て、直ちに防火建築としての蔵造り商家を建設しました。こうして誕生した蔵造りの町並みは長い年月を経て受け継がれ、現在では貴重な観光資源となっています。

また、大正11(1922)年に県下で最初の市制を施行するなど、県南西部地域の中心都市として発展してきました。平成11(1999)年には「第5次首都圏基本計画」において業務核都市に位置づけられ、平成15(2003)年4月には県下で最初の中核市に移行しました。

令和4(2022)年には、市制施行100周年を迎え、今後も首都圏における重要な役割の一翼を担うことが期待されています。



川越市市制施行100周年記念
ロゴマーク・キャッチフレーズ

(2) 豊かな自然環境

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林等の緑豊かな地域、荒川、入間川、新河岸川、不老川等の河川や伊佐沼、低地に広がる水田など、自然豊かな環境に恵まれています。

このような豊かな自然環境は、住む人や働く人に潤いを与える資源であると同時に、新たな観光ルートとしての可能性も秘めるなど、自然環境を生かした産業振興の基盤となり得るものです。

特に、伊佐沼周辺は、自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムの拠点となるよう整備が進んでおり、自然環境と産業が共生するまちづくりも進められています。

(3) 優位な産業立地環境

都心から約30km圏内に位置し、古くから交通の要衝として栄えました。

鉄道網はJR川越線、東武東上線、西武新宿線の3路線、11駅が市内にあります。平成25(2013)年には鉄道5社による相互直通運転が開始されるなど、利便性が高まっています。

道路網は、関越自動車道と国道254号を南北方向の軸として、国道16号を東西方向の軸として主要幹線道路が形成されています。平成27(2015)年に県内の全区間が開通した首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、令和7(2025)



出典：川越市都市・地域総合交通戦略

年までに全線が開通する予定となっており、横浜から相模原、八王子、つくば、成田などを經由して木更津までの都心から40~60kmに位置する主要都市を結ぶほか、東名高速道路や中央、関越、東北、常磐の各自動車道ともつながることになります。

圏央道の延伸に伴って、インターチェンジ周辺に新たな工業団地が整備されるなどの広域的な都市の発展が見込まれるなか、本市においてもこのように優位な産業立地環境を有していることは、県南西部地域の中心都市としてさらに発展していく基盤になるものと考えられます。

(4) 広域的な商業の拠点

本市は地形にも交通条件にも恵まれ、都心へ向かう物資の集積地として大きな役割を担っています。特に、商業については、古くから県南西部地域の中心商業地として歴史があり、近年では川越駅周辺地区を中心に高度利用、基盤整備による拠点づくりが進められています。

今後も、広域的な商業圏の中で本市の独自性を発揮し、県南西部地域の中心都市として発展していくことが期待されます。

また、中心市街地は、商店街を中心とした商業機能や事務所等の業務機能が集積しているばかりでなく、歴史や文化の中心ともなっており、多くの観光客も商店街を訪れるなど、にぎわいをみせています。観光客の回遊性の向上や外国人観光客への多言語対応に取り組むことで、中心市街地全体のさらなる活性化が期待されます。

(5) 高い工業集積

本市の工業は、川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場工場適地といった高い工業集約地があり、令和元（2019）年において県内第4位の製造品出荷額等を有しています。業種をみると、化学系の先端産業や業務用の機械器具製造産業が集積するなど工業の重要な基盤となっています。

また、新たに「川越増形地区産業団地」が整備されるなど、新たな企業の進出も見込まれていることから、製造品出荷額等は増加するものと思われます。

今後は、既存産業のさらなる強化を図るとともに、新規先端産業の誘致及び育成を進めることにより、本市における工業の基盤強化に結び付くことが期待されます。

(6) 地域と共生する農業

本市の農業は、大消費地である首都圏に位置するという立地面での優位性があり、農家数、耕地面積ともに県内で上位となっているなど、産業として重要な地位を占めています。

農業には、安全で安心な食料を安定的に供給する役割があり、食料品製造業、飲食店等に対して原材料を提供するとともに、近年では地元農産物の直売所の開設、スーパーなどにおける地場産野菜コーナーの設置など、地域の活性化に貢献する事例も多くみられます。

また、農産物は「川越産」や「川越いも」など、生産地が表示されることによる地域のブランドの形成においても重要な役割を担っています。さらに、洪水の防止や自然的景観の保全など、多面的な役割も有しています。

農業は、地域や他の産業との密接な関係性を有することから、農業が活性化されることは、他の産業の活性化にも好影響を与えるものと考えられます。

■蔵 in ガルテン川越（農業ふれあいセンター）



農業ふれあいセンターは、平成元（1989）年のオープン以降、市民を対象とした農業体験や農業関係者の研修の場として利用されてきました。

令和4（2022）年に、市の地方創生プロジェクトの一つである、グリーンツーリズム拠点施設「蔵 in ガルテン川越」としてリニューアルオープンします。同施設には、体験農園やバーベキュー場、緑地広場が整備されるほか、隣接地には、キャンプ場の整備も予定されています。

(7) 豊富な観光資源とまちぐるみでの観光地づくり

本市は、古くから城下町として発展し、神社・仏閣や川越城本丸御殿などの貴重な建造物等が当時のまま残されています。蔵造りの町並みには、国の重要文化財「大沢家住宅」をはじめ、多くの蔵造り町家が軒を連ねています。その他にも、喜多院などの歴史的建造物、川越まつりなどの伝統行事、川越いもなどの特産物などがあり、商業や観光における重要な地域資源となっています。

平成 11 (1999) 年 4 月には、一番街とその周辺地域を「伝統的建造物群保存地区」として都市計画決定し、同年 12 月には蔵造りの町並み周辺が国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。その他、平成 12 (2000) 年度に都市景観大賞「都市景観百選」、平成 14 (2002) 年 8 月には読売新聞社主催の「遊歩百選」にも選ばれています。

また、川越町並み委員会など、地域の自主的組織による住民主導型の町並み整備が行われていることも特徴です。こうしたまちぐるみの観光地づくりへの取組が評価され、平成 15 (2003) 年度には、日本観光協会の「優秀観光地づくり賞」で金賞・総務大臣賞を受賞しています。

さらに、平成 28 (2016) 年 11 月には、国の重要無形民俗文化財にも指定されている川越氷川祭の山車行事が、他の 32 件の祭礼行事とともに「日本の山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産として登録されました。

なお、本市を訪れる観光客数は、令和元 (2019) 年で 776 万人となり年々増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年は、新型コロナウイルス感染症の影響により 385 万人まで落ち込みました。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束に向かうことで、観光客数が再び増加に転じるものと予測されます。

豊富な観光資源とそれらを生かしたまちづくりへの取組は、観光や商業のポテンシャルを向上させるばかりでなく、川越のブランドイメージや産業全体の優位性を高めています。

■川越市産業観光館（小江戸蔵里）



川越市産業観光館は、明治 8 (1875) 年に創業した旧鏡山酒造の建物を、当時の面影を残しつつ改修した施設です。市民と観光客との交流、地域の活性化を図るとともに、川越市の物産等を楽しんでいただく新名所として平成 22 (2010) 年 10 月に誕生しました。

国の登録有形文化財に指定された、おみやげ処(明治蔵)、まかない処(大正蔵)、ききざけ処(昭和蔵)の3つの蔵と、つどい処(展示蔵)があります。

(8) 恵まれた教育研究環境や知的資源

市内には、尚美学園大学、東京国際大学、東邦音楽大学、東洋大学の4つの大学と、県の川越高等技術専門学校や専門学科が設置されている高等学校などがあり、それぞれに異なる特徴を有していることから、恵まれた教育研究環境が整っています。また、周辺市町にも多くの大学等が立地しています。

今後は、大学等が持つ人材や研究成果などの知的資源を積極的に活用するとともに、大学等による中小企業への人材育成の支援や中小企業による就職を希望する学生の受入など、さまざまな形で産学連携を進めることにより、本市産業の発展に寄与することが期待されます。

(9) 東京オリンピック（ゴルフ競技）の開催

令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピックでは、市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部がゴルフ競技会場となりました。ゴルフ競技は無観客での開催となったものの、大会前からの周知や大会における日本人選手の活躍などもあり、川越への注目度は高まりました。

今後は、オリンピックの開催を契機とした、いわゆる「オリンピック・レガシー」といえる財産を後世に残し、オリンピックによってもたらされた効果をあらゆる方面に波及させることで、まち全体の発展につなげていくことが期待されます。

■東京2020オリンピック ゴルフ競技会場（霞ヶ関カンツリー倶楽部）



昭和4(1929)年に開場した、霞ヶ関カンツリー倶楽部。
昭和32(1957)年には、日本で初めての国際大会「第5回カナダカップ(現在のワールドカップ)」が開催され、同倶楽部の名は、一躍世界へ知られるものとなりました。
昭和46(1971)年からは「日本ジュニアゴルフ選手権競技」の会場になっており、毎年18歳以下の若きゴルファーが同倶楽部を舞台に熱戦を繰り広げていることから「緑の甲子園」とも呼ばれています。

第2章 前ビジョンの評価と新ビジョン 策定に向けた課題等の整理

1 前ビジョンの評価

前産業振興ビジョンは、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの6年間を計画期間として「地域資源とつながりをいかした、にぎわいと活力にあふれるまち」を基本理念、「中小企業支援による産業の活性化」「商店街の活性化によるにぎわいの創出」「雇用の創出と就労環境の整備による競争力の強化」「産業間連携による地域経済の活性化」の4つを基本目標に掲げて、理念の実現及び目標の達成に必要となる施策、事業を計画的に推進してきました。

以下に、前産業振興ビジョンにおける基本目標ごとの取組状況を整理し、評価を行います。

(1) 基本目標1 中小企業支援による産業の活性化

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
1 中小企業支援による産業の活性化	1 事業活動の継続・拡大支援	0	8	0
	2 経営革新の取組への支援	0	3	2
	3 創業の支援	0	4	0

※推進事業の取組状況は、以下のとおり整理しています。(次ページ以降も同じ)

- A…完了又は目標を達成して取組を継続している事業
- B…目標達成に向け、継続して取組中の事業
- C…未着手の事業

基本施策「1 事業活動の継続・拡大支援」

近年、中小企業事業資金融資の申込件数が減少している状況を受け、事務手続きの短縮化、貸付利率の引下げ、制度の統廃合等を行ったほか、運営方式を従来の預託金方式から利子補給金方式へ見直し、中小企業者の金利負担の軽減による経営の安定が図られました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、中小企業者事業継続支援金及び小規模企業者セーフティ融資(新型コロナウイルス特例)を実施しました。

基本施策「2 経営革新の取組への支援」

中小企業人材育成の支援促進や環境経営の推進、企業等ネットワーク化支援等の事業により、経営革新を促進する環境づくりを推進してきました。

基本施策「3 創業の支援」

創業相談窓口の運営やワーカーズコレクティブ設立支援事業、新規創業者支援資金融資等により、創業や事業転換等を推進するとともに、平成30(2018)年度からは、創業支援事業計画の連携事業者に「創業・ベンチャー支援センター埼玉」を加えたほか、新規創業者支援資金融資において、融資限度額の引上げ、自己資金要件の撤廃、利子補給金方式の導入による貸付利率の弾力的な引下げなどの制度改正を行い、市内の創業者に対する支援体制の強化を図ってきました。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値	R3 (目標値)	R3 (実績値)
ものづくりブランド認定の累計数 (件)	19 (H26)	45	45 ^{※1}
創業支援件数 (件/年)	25 (H26)	337	366 ^{※2}

※前ビジョンにおける指標の達成状況は、以下のとおり整理しています。(次ページ以降も同じ)

基準値 …前ビジョン策定時の最新値

実績値 …目標年度である令和3年度(または最新)の実績値

※1 H25…12件、H26…7件、H27…7件、H28…5件、H29…5件、H30…4件、R1…2件、R2…1件、R3…2件

※2 市35件、川越商工会議所37件、創業支援ルーム36件、創業・ベンチャー支援センター埼玉258件

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、「ものづくりブランド認定の累計数(件)」は、川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業として新たな製品及び技術の認定に取り組んだ結果、令和3(2021)年は45件となっています。

また、「創業支援件数(件/年)」は、相談窓口の継続した運営や拡充などによる創業相談に取り組んだ結果、令和3(2021)年度では366件となっています。

(2) 基本目標2 商店街の活性化によるにぎわいの創出

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
2 商店街の活性化によるにぎわいの創出	1 商店街の組織力の強化	1	5	0
	2 商店街と個店の活性化	3	4	2
	3 商店街のコミュニティ機能の強化	0	1	2

基本施策「1 商店街の組織力の強化」

商工団体等補助や商店街等情報提供、ICT 社会への対応支援などを行いました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街を支援するため、国・県等が実施する各種支援制度などの情報提供を迅速に行いました。

基本施策「2 商店街と個店の活性化」

商店街が行う売出し、イベント、まちバルなどの共同販売促進事業に対する支援を行い、商店街のにぎわいの創出と活性化に資する取組を推進しました。令和元年度は、商店街における東京2020オリンピックバナーフラッグ掲出事業に対する支援による大会成功に向けた機運醸成、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街への共同事業等の実施に向けたきめ細かい支援などを行いました。

基本施策「3 商店街のコミュニティ機能の強化」

LED 街路灯や防犯カメラの設置等への支援、(仮称) 商店街地域課題解決活動支援事業等の検討を行い、安全で安心な商店街づくりの推進、地域住民の交流の促進、地域課題の解決に向けた活動の支援を行いました。その中で、LED 街路灯への支援については、前ビジョンの計画期間内に 9 商店街の支援を行い、これにより、計画期間前に整備された商店街を含め、市全体で 32 商店街の街路灯が LED 化されました。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項 目	基準値	R 3 (目標値)	R 3 (実績値)
小売業商品販売額 (百万円/年) ※1	288, 538 (H24)	347, 887 (H28)	347, 887 (H28)
中心市街地の空き店舗数 (か所/年) ※2	74 (H24)	64	75

※1 出典:埼玉県統計年鑑

※2 出典:川越市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告値

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、「小売業商品販売額 (百万円/年)」は、経済センサスを基に埼玉県が公表している最新の実績値が平成 28 (2016) 年の 347, 887 百万円となっているため、目標値と実績値が同じ値となっています。

また、「中心市街地の空き店舗数 (か所/年)」は、リノベーションによる空き店舗等再生事業及び商店街空き店舗対策事業補助に継続して取り組んだ結果、令和 3 (2021) 年は 75 件となりました。これまで減少傾向であったことから、今後も減少すると見込んでいたものの、新型コロナウイルス感染症の影響などによる閉店やオンラインショップへの転換などにより、増加に転じたものと推測されます。

(3) 基本目標 3 雇用の創出と就労環境の整備による競争力の強化

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
3 雇用の創出と就労環境の整備による競争力の強化	1 企業誘致の推進	1	4	2
	2 就労支援の推進	0	7	0
	3 勤労者福祉と労働環境の向上	0	5	0

基本施策「1 企業誘致の推進」

平成 28 (2016) 年 12 月に企業が操業しやすい環境整備のため「川越市工場立地法地域準則条例」を制定、平成 30 (2018) 年度には企業立地奨励金をより効果的に運用するため見直しを行いました。

また、県の産業誘導地区として選定された増形地区で、県と産業団地整備事業を進めてきました。

基本施策「2 就労支援の推進」

職業相談、職業紹介、就職面接会、就労支援セミナー等の事業を実施し、職業相談体制の充実や求職者のニーズに対応した就労支援を行ってきました。また、若年未就労者向け支援施策として、厚生労働省により設置された地域若者サポートステーション地域常設サテライトの「かわごえ若者サポートステーション」や埼玉県が実施する就職氷河期世代の就職支援事業と連携して、若年未就労者向け支援を推進してきました。

基本施策「3 勤労者福祉と労働環境の向上」

勤労者の総合的な福利厚生促進、労働教育講座、労働安全衛生セミナー、労働相談等の事業の実施により、労働法や労働安全衛生に関する知識の普及、啓発に努めてきました。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値	R3（目標値）	R3（実績値）
企業立地支援事業所の累計数（事業所）	4	9	8 ^{※1}
川越しごと支援センターセミナー参加者数（人／年） ^{※2}	1,614 (H26)	1,275	1,020

※1 H24：4事業所、H29：1事業所、H30：1事業所、R1：2事業所、R2：なし

※2 出典：雇用支援課調べ

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、「企業立地支援事業所の累計数（事業所）」は、川越市企業立地奨励金等交付事業などの活用により企業誘致を推進した結果、令和3（2021）年は8事業所となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、本制度を利用した企業の進出がなかったことによるものと推測されます。

また、「川越しごと支援センターセミナー参加者数（人／年）」は、就労支援セミナー実施事業などの就労支援を推進した結果、令和3（2021）年では1,020人となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止としてセミナーの開催規模が縮小されたことなどによるものと推測されます。

（4）基本目標4 産業間連携による地域経済の活性化**■前ビジョンにおける推進事業の取組状況**

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
4 産業間連携による地域経済の活性化	1 産業間連携の推進	0	6	0
	2 地域資源の発掘・活用	1	6	0

基本施策「1 産業間連携の推進」

地場農産物消費推進や川越市産業観光館（小江戸蔵里）の管理運営事業により、地産地消・地産他消を推進するとともに、体験型観光を促進してきました。また、かわごえ産業フェスタを通じて、多くの業種や企業による交流が図られました。

基本施策「2 地域資源の発掘・活用」

（仮称）地域資源発掘・情報発信、旧山崎家別邸の活用、川越産農産物ブランド化等の事業により、地域資源の発掘を行ってきました。その他にも、農業と商業の異業種交流会や農業者が出店するファーマーズマーケットの開催、川越産農産物を積極的に取り扱う市内飲食店等に対する「おいしい川越農産物提供店」の認定などにより、川越産農産物の付加価値や知名度の向上を図ってきました。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項 目	基準値	R 3（目標値）	R 3（実績値）
市内総生産額（億円／年）※1	10,673 (H24)	12,797	12,610 (H30)
地域産業資源の累計指定数（件）	14 (H26)	16	16※2

※1 出典:埼玉県統計年鑑

※2 本市の地域産業資源(農林水産物(5件)、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源(11件))

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、「市内総生産額（億円／年）」は、埼玉県が公表している最新の実績値が平成30（2018）年の12,610億円となっています。

また、「地域産業資源の累計指定数（件）」は、農業及び観光における地域産業資源の発掘などに取り組んできた結果、令和2（2020）年時点で16件となりました。なお、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき埼玉県知事が指定していましたが、令和2（2020）年10月1日に同法が廃止されたことから、令和3（2021）年以降、新たな指定はありません。

(5) 総括

前ビジョンでは、4つの基本目標を掲げて施策及び事業に取り組んできましたが、8事業が未着手となっています。主な要因は、関係者のニーズが十分になかった、他の取組と連携して取り組む必要があった、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったなど、計画期間内に取組を進めるための環境を整備できなかったことが考えられます。

新たな「川越市産業振興ビジョン」では、このような課題があることを認識し、多様な主体と積極的に連携を図りながら、必要となる施策及び事業を計画的に推進します。

2 新ビジョン策定に向けた課題の整理

本市の産業は、「第1章 4 本市産業のポテンシャル」にあるとおり、商業・工業・農業・観光の各分野において、多くの優位性を有しています。これらを最大限に生かし、さらなる産業の発展へつなげるためには、課題を整理したうえでこれを解決するとともに、優位性のあるものは積極的に伸ばしていく必要があります。

以下に、本市全体の産業及び商業、工業、農業、観光の各分野の課題について整理します。

(1) 本市全体の産業振興に向けた課題

本市は、工業製品・技術や地場産野菜、自然景観、歴史的建造物など優れた地域資源を有しており、その一部は国内のみならず海外にも認知されているものの、まだ十分に活かしきれていないものも多くあります。今後、本市産業のさらなる振興を図るうえでは、これらの持つ魅力を最大限に生かすことができるよう、取り組んでいくことが求められます。

また、人口減少やカーボンニュートラルへの対応などの社会経済情勢の変化、情報通信技術の進歩に伴う産業構造の転換、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変化など、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。事業者は、事業活動の再点検や再構築を図るため、新たな技術の導入などによる生産性の向上、経営の革新、人材の育成などに取り組み、多様化する価値観やニーズに適合した新たな商品やサービスを提供していく必要に迫られています。

一方で、事業者の中には経営資源*が十分でない事業者も多いことから、商工会議所や金融機関等と連携し、専門家派遣や経営改善計画策定などの経営支援のほか、後継者の育成や円滑な事業承継への取組支援などの既存事業者に対する支援をさらに強化するとともに、創業や事業転換等を促進することで市内産業の活性化を図ることが重要となります。

本市の産業全体に関わる雇用は、令和3（2021）年12月に本市と埼玉労働局が「雇用対策協定」を締結し、国と自治体が一体となって総合的かつ効率的に雇用対策に取り組むこととなっています。今後は、これまで行ってきた国による職業相談及び職業紹介と市が行う相談業務等の一体的な実施に係る連携をさらに深めるとともに、女性や高齢者の活躍支援、人材確保の支援等、新たな課題の解決に向けた取組を進める必要があります。また、国と市の役割分担と連携方法を明確化することにより、雇用対策を効果的かつ一体的に実施することが求められます。

さらに、労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、勤労者福祉及び労働環境の向上に向けた取組も必要です。

*経営資源…資産や技術・技能、ノウハウのほか、知的財産や販路、人脈なども含まれ、通常の営業活動に必要なもの。

(2) 商業の活性化に向けた課題

本市の商業は、経営者の高齢化による後継者不足などの傾向が見られ、空き店舗も増加するなど、従業者数、年間商品販売額の減少傾向が続いていることから、事業や技術の承継に対応する支援とともに、創業や事業転換等に係る支援も求められます。また、令和3年度末までの10年間で11の商店街が解散するなど、商店街における活力の低下も懸念されています。

こうした中で「新しい生活様式」への対応や非対面・非接触による商品・サービスの提供形態の拡大など、消費者ニーズのさらなる多様化も想定されます。加えて、市内の消費喚起を図り、個店や商店街が事業を継続していけるよう、販売促進につながる取組に対してきめ細かい支援を行う必要があります。このことから、市や商工会議所などが提供できる支援はもちろんのこと、国や県などの公的機関における各種支援制度に係る情報提供を行うことも必要です。

さらに、高齢者や子育て世代などには、交通利便性の向上や歩行者空間の整備などによる快適な生活を送ることができる商業エリアづくりが必要であり、本市を訪れる観光客などには、観光エリアとしての魅力的な商店街づくりが求められます。

併せて、国や県の補助制度を積極的に活用できるよう支援することで、ハード面及びソフト面における商店街のさらなる充実及び活性化を図る取組が必要です。

(3) 工業の活性化に向けた課題

本市の工業は、関越自動車道や圏央道のインターチェンジからのアクセスが良く、優良な工業団地を複数有していることから、食料品や金属製品をはじめとする多種多様な製造業及び化学工業が発展し、製造品出荷額等は県内でも上位に位置しています。しかしながら、近年は事業所数や製造品出荷額等が減少し、従業者数も多く業種で減少傾向にあります。

また、交通利便性の高さから、本市に対する生産・物流拠点としてのニーズはますます高まっている一方で、産業用地の確保が困難であり新たな企業が進出する機会を逸していること、生産設備等の拡張を計画する既存企業の市外への移転が懸念されることなどの状況が生じています。

このことから、事業者が市内で産業用地を確保できるよう、市内の空き工場や空き工業用地の把握及び情報提供を行うとともに、企業立地に係る総合的な相談窓口及び支援体制をさらに充実させるなど、企業が定着化するための取組が求められます。このことは、職住近接の観点から、そこで働く方々の居住地が市内やその周辺に確保されることにもつながり、若い世代を中心とする定住化の促進や市内消費の拡大も期待されるため、積極的に取り組む必要があります。

(4) 農業・観光の活性化に向けた課題

本市の農業は、県内でも高い農業産出額を有している一方で、農家数、経営耕地面積とも減少傾向が続いており、特に、農家数の減少は著しく、早急に対応する必要がある状況となっています。今後、農業就業人口の減少及び高齢化の進行に対応しながら、効率的で安定した農業経営を促進するためには、農地の集積及び集約、農業生産基盤の整備及び充実を図る施策の推進とともに、意欲と能力を備えた農業の担い手の確保及び育成が必要です。

また、伊佐沼周辺における「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点整備では、市民及び市外からの訪問者にここでしか味わうことのできない経験や価値を提供することにより、川越産農産物の消費拡大と地域経済の活性化につなげていくことが求められます。

本市の観光は、蔵造りの町並みやユネスコ無形文化遺産に登録された「川越まつり」などの多くの観光資源を有しており、国内外からの来訪者による消費は、これまでと同様、今後も本市の産業における高いポテンシャルを有する分野として活用していくことが重要です。

一方で、観光客の増加に伴う交通渋滞や歩行者の車道へのはみ出し等の交通に係る課題、ゴミのポイ捨てや道路汚損等の環境に係る課題なども生じています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少している観光客数は、感染状況が収束へと向かった場合、国内外から多くの観光客が訪れるリバウンド（急激な回復）となることが想定されます。

今後は「新しい生活様式」を取り入れるなどの感染防止対策を図りつつ、観光客が安全・快適に観光を楽しむことができる環境の整備が必要となります。また、これまで以上に地域経済の活性化と市民の生活環境の維持・向上との両立を図るための観光地マネジメントが求められます。

第3章 産業振興ビジョンの基本理念

1 基本理念

本市は、商業、工業、農業のバランスがとれた産業構造を有し、県南西部地域の経済をリードする中心都市として発展を続けてきました。多様な産業を担うとともに、多くの方が働いている事業所のほとんどは中小企業であり、本市の経済や雇用の中心的な役割を果たしています。

本市では、中小企業を振興することにより、本市の経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として、平成 27 (2015) 年 3 月に「川越市中小企業振興基本条例」を制定し、次の 3 つの基本方針に基づいて各種の施策を行い、中小企業の振興を図ってきました。

- ① 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- ② 中小企業者の経営の革新を図ること。
- ③ 中小企業者の創業の支援を図ること。

また、蔵造りの町並みや川越まつりなどに代表される豊富な観光資源のほか、伊佐沼をはじめとする豊かな自然景観、川越産野菜や伝統野菜、伝統的な工芸品などの地域資源を有しており、観光や農業においてもさまざまな魅力を有しています。

こうした状況の中で、令和元 (2019) 年に発生した新型コロナウイルス感染症は、本市を支える多くの中小企業や農業従事者などに多大なる影響を及ぼし、経済活動の場においては、新しい生活様式や働き方改革への対応が求められるなど、大きな変革を迫られることとなりました。

新しい「川越市産業振興ビジョン」は、「第四次川越市総合計画」に示す将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現に向け、産業・観光の分野における基本目標「地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち」に係る取組の方向性を明らかにして、産業振興を計画的に推進していくための指針となるものです。

こうした状況を踏まえて、「川越市産業振興ビジョン」の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

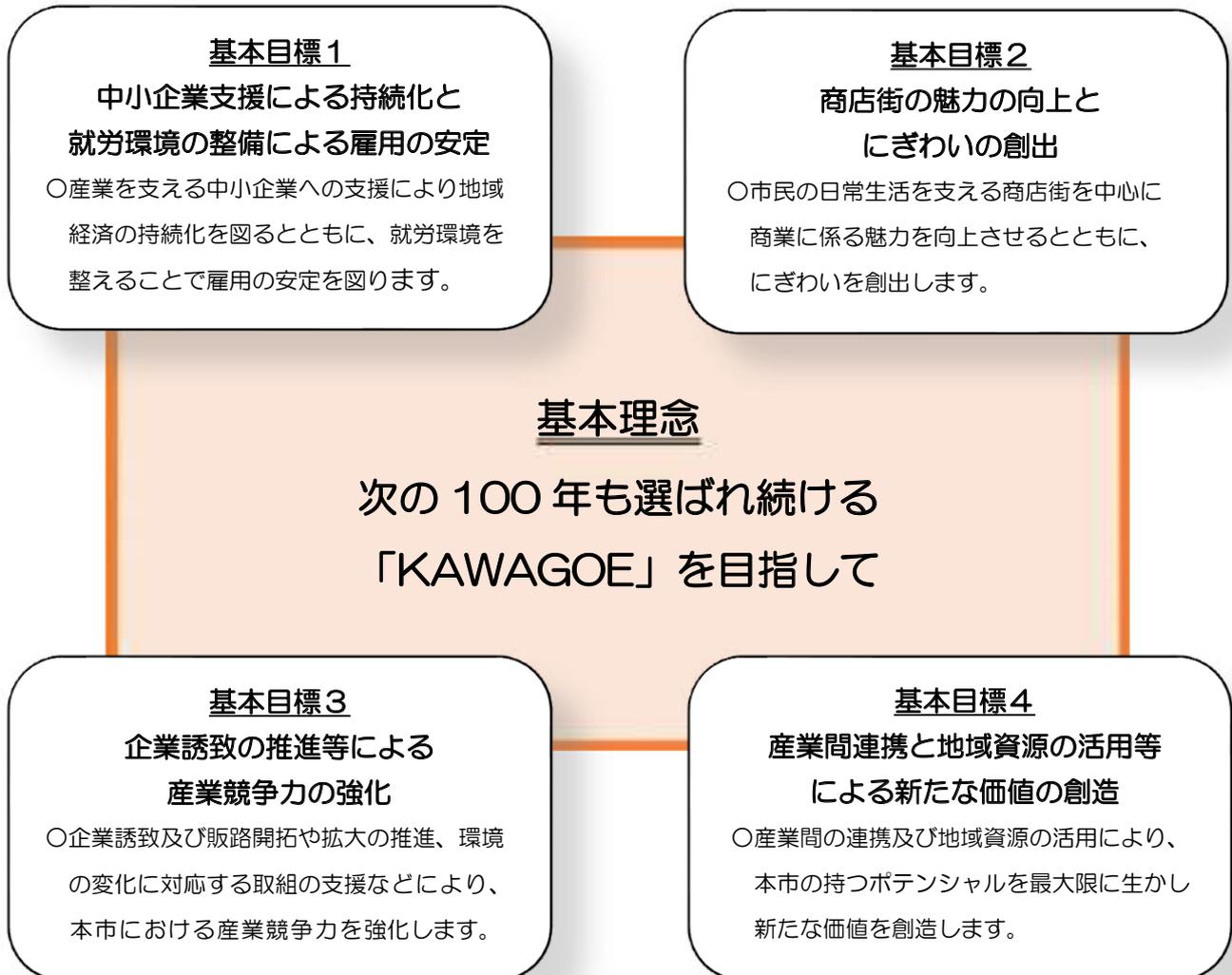
次の 100 年も選ばれ続ける
「KAWAGOE」を目指して

川越市は 2022 年 12 月に市制施行 100 年の節目を迎えます。

新しい「産業振興ビジョン」では、次の 100 年を見据えて本市の産業がさらに発展するための足がかりとなるよう、企業やそこで働く人々、観光客、市民から選ばれ、いつまでも色褪せない「川越」を目指すとともに、国内だけでなく海外からも選ばれ続ける「KAWAGOE」を目指すとの思いから、上記のとおり基本理念を定めます。

2 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を定めます。



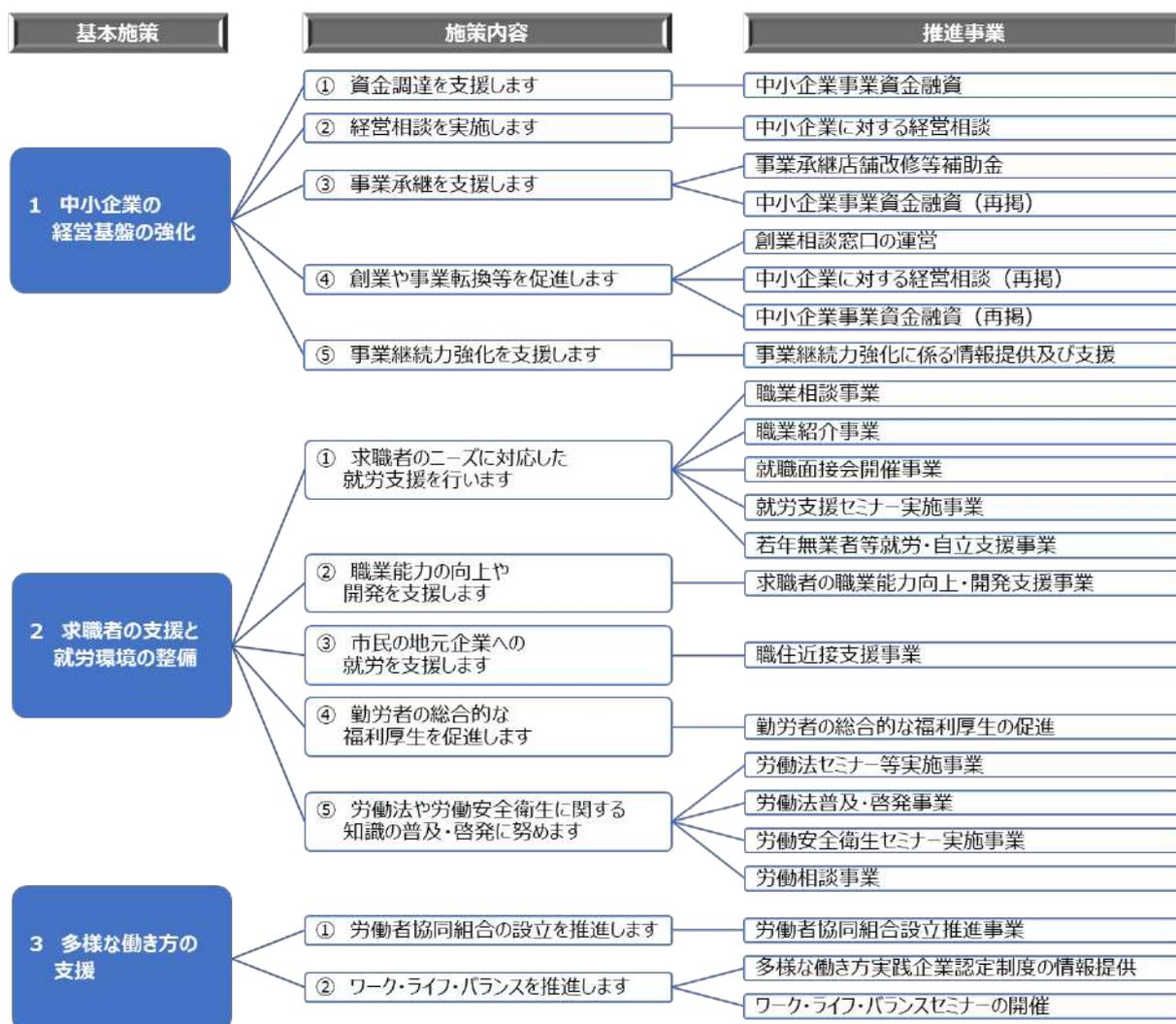
第4章 施策の推進

基本目標 1 中小企業支援による持続化と就労環境の整備による雇用の安定

市内事業所数の約 98%、従業者数の約 3 分の 2 を占める中小企業への支援を行うことで地域経済を活性化させるとともに、既存事業者の経営の安定及び新たな挑戦に対する支援等を行います。また、就職希望者及び労働者に係る環境を整えることで、雇用の安定化を図ります。

数値目標

項 目	現況値	目標値 (R 7)
創業支援件数 (件/年)	366	390
開設事業所数 (事業所/年)	229 (H27)	265
川越しごと支援センターでの就職件数/紹介件数 (%)	12.2	17.0



1 中小企業の経営基盤の強化

① 資金調達を支援します

中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、新規創業者支援資金融資、特別小口無担保無保証人融資、中小企業中口事業資金融資（事業承継枠を含む）及び小規模企業者セーフティ融資の4つの制度融資を金融機関及び埼玉県信用保証協会と連携、協力して実施しています。

金融機関との定期的な意見交換などにより、中小企業者のニーズを把握し、社会情勢の変化に対応した制度融資の見直しを図り、中小企業者の経営の安定や向上を支援します。

② 経営相談を実施します

事業の立ち上げから今後の事業展開、資金調達、販路拡大、事業承継など、中小企業の経営に関するさまざまな相談に対し、中小企業診断士による経営相談を実施します。

③ 事業承継を支援します

平成30（2018）年度商店街実態調査（中小企業庁）によると、商店街が抱える問題は「経営者の高齢化による後継者問題」が64.5%と最も多く、廃業した理由も「店主の高齢化・後継者の不在」が74.0%と最も多くなっており、事業承継は大きな課題となっています。

このことから、中小企業中口事業資金融資における事業承継枠や事業承継店舗改修等補助制度等の市独自の支援のほか、M&Aのマッチング支援等も行う埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター、川越商工会議所及び金融機関等との連携により、事業承継を支援します。

④ 創業や事業転換等を促進します

本市に設置している創業相談窓口に加え、川越商工会議所やウェスタ川越創業支援ルーム、創業・ベンチャー支援センター埼玉などの連携事業者において相談を受け、内容に応じた公的制度や支援機関の紹介を行うとともに、創業セミナーなどの開催により創業希望者が創業に必要な知識を習得できるよう支援します。

また、市の制度融資や中小企業診断士による経営相談を通じ、創業や既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出する際に必要な資金調達を支援し、創業や事業転換等を促進します。

さらに、複雑多様化する企業の課題解決や経営革新などに取り組む人材の確保を支援します。

⑤ 事業継続力強化を支援します

国内では、自然災害の頻発や感染症の流行など、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じています。このことから、地域経済を支える中小企業等が、災害等が発生した場合においても事業活動を継続できるよう、「事業継続力強化計画」の作成など、自然災害等に備える取組を支援します。

2 求職者の支援と就労環境の整備

① 求職者のニーズに対応した就労支援を行います

「川越しごと支援センター」では一般求職者や障害者に対する就労支援、令和4（2022）年1月に新たに設置した「ジョブスポット川越」では生活保護受給者、生活困窮者及びひとり親に対する就労支援を行います。また、「川越しごと支援センター」においては、仕事探し全般についての相談、就労支援セミナー及びミニ面接会を開催します。

年代別の取組として、若年者には、ハローワーク川越と協力して正社員採用の地元企業による「若者就職面接会」を開催するほか、就職活動に必要な力の向上に資するセミナーを実施します。また、中高年齢者を含む再就職者や転職者には、再就職の準備と心構え、応募書類や面接の基本など、就職にあたっての基礎的な知識を再確認するためのセミナーを実施します。

このほか、子育て中の女性が参加しやすい託児付きの「女性のための再就職セミナー」の実施、障害者を対象とした「障害者就職面接会」の開催、働くことに踏み出せない若者の保護者向けのセミナーや個別相談会の実施など、求職者のニーズに対応した就労支援を行います。

② 職業能力の向上や開発を支援します

求職者と企業との間に生じる雇用のミスマッチには、企業側が求める人材と求職者のキャリアやビジネススキルとのかい離が主な要因と考えられます。

大学などの教育機関や人材育成機関等と連携・協力し、ビジネスに必要な資格取得やスキル向上のためのセミナーの実施、職業訓練に係る情報提供など、求職者の職業能力の向上や開発に向けた支援に取り組みます。

③ 市民の地元企業への就労を支援します

職住近接は、通勤時間の短縮を図ることができるだけでなく、通勤による疲労の軽減、家事や子育てへの参加の促進、家庭での団らんの時間の増加など、ワーク・ライフ・バランスに資するものとして見直されています。また、「川越で働きたい」という若者の就業ニーズを踏まえ、川越の産業の魅力を広く伝えていくことが必要です。

地元で働きたい市民や学生が市内で職を得られるよう、地元密着型ビジネス支援サイトである「きらり企業ナビ」における情報提供などにより、職住近接につながる支援を行います。

④ 勤労者の総合的な福利厚生を促進します

勤労者の生活の質の向上、豊かでゆとりのある暮らしには、勤労者福祉の充実を図ることが求められます。また、勤労者福祉の向上は、中小企業の人材確保や定着において重要となります。

市内中小企業が実施する定期健康診断への補助や普及・促進、中小企業への福利厚生の推進に取組む団体への支援などにより、勤労者の健康の増進及び余暇活動の促進を図ります。

⑤ 労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます

安全で快適な労働環境の実現には、勤労者及び事業者の相互が、労働法や労働安全衛生に関する正しい知識を有していることが必要です。

労働法等の改正や身近な労働問題など、労働に関する基礎的及び実践的な知識を得ることを目的としたセミナーやこれから社会に出る学生等を対象にした労働法出前セミナーの開催、労働法ハンドブックの配布などに取り組むとともに、その充実に努めます。

また、安全な職場づくりやメンタルヘルス、健康管理などの労働環境の向上に資するセミナーや仕事上の悩みを持つ市民に対する社会保険労務士による労働相談を実施します。

3 多様な働き方の支援

① 労働者協同組合の設立を支援します

地域の住民等が共同で出資し、全員が対等な立場で経営に参加しながら、地域社会に必要なものやサービス（福祉、介護、子育て支援、食など）を提供する事業を行う労働者協同組合（ワーカーズコレクティブなど）は、地域課題を解決する新たな起業形態です。労働者協同組合に関する専門家による相談会やセミナーを実施することにより、設立に向けた支援を行います。

② ワーク・ライフ・バランスを推進します

新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化（非接触、分散、ネットワーク化）を軸に、「新しい生活様式」とワーク・ライフ・バランスの充実にに向けた「働き方改革」が求められるなど、産業構造は大きな変化を遂げています。中小企業によるテレワークの導入など、時間や場所にとらわれない多様な働き方を支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するセミナーの開催や、市内事業者等による好事例、推進を支援する制度等の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本目標 2 商店街の魅力の向上とにぎわいの創出

商店街は買い物を楽しむ空間としてだけでなく、防犯、防災、高齢者や子育て支援などの「地域の核」として、市民の日常生活を支えています。商店街の魅力向上させることで、街全体を活性化させるとともに、にぎわいの創出を図ります。

数値目標

項目	現況値	目標値 (R7)
小売業商品販売額 (百万円/年)	347,887 (H28)	347,887 ^{※1}
中心市街地の空き店舗数 (か所/年)	75	60

※1 経済センサス活動調査 (H28) の結果を現況値として設定。この値が最新のものであり、前ビジョンの計画期間における数値の変動など、目標値を設定するための基礎データが乏しいことから、現況値を目標値として設定。



1 商店街と個店の活性化

① 共同販売事業等を促進します

商店街では、共同での大売出し、街バル[※]など各種イベント等を実施するほか、商店街マップの作成、ライトアップやイルミネーション等の装飾などを実施して、商店街の振興及び活性化につながる取組を実施しています。

市では、引き続き、商店街が行う売出し、イベント、商店街マップ作成等の共同販売事業等に対する支援を行い、商店街の振興及び活性化を図ります。

また、経営者の高齢化や空き店舗の増加に伴い、商店街の活力が低下してきていることを踏まえ、商店街活動の維持や組織力の強化を図るため、加入促進に係る取組を支援します。

※街バル…街+バル(Bar：スペインの街角で多く見られる立ち飲みスタイルの飲食店)の造語で、地域の飲食店をバルに見立てて食べ飲み歩くイベント。

② 安全で安心な商店街づくりを促進します

商店街は、地域住民にとって日常生活を支える基盤としての機能の担い手であるだけでなく、地域コミュニティの場としての役割を持っています。このほか、商店街は、自治会とともに、地域の防犯や防災などの自治活動の主体ともなっています。また、安心して買い物ができる環境を整えるため、街路灯、防犯カメラ、駐車場などの設備を整備している商店街があり、これらの設備が地域の安全・安心にも役立っています。

市では、引き続き、商店街が設置する環境への負荷が少ないLED街路灯、防犯カメラの設置、駐車場の整備などに対する支援を行い、安全で安心な商店街の環境づくりを促進します。

③ 空き店舗の利活用を促進します

今後、人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が予測される中、商店街における空き店舗の解消とともに個人商店主の抱える後継者不足の問題への対応が喫緊の課題となっています。

市が提供する空き店舗情報に登録した空き店舗を活用して行う、小売業、飲食業又はサービス業を実施する新規出店者に対して支援を行うことにより、空き店舗の利活用を促進します。

2 魅力ある商店街の形成

① 地域資源等を活用した新たな魅力の創出を支援します

消費者の購買手法の多様化や地域経済の構造的な変化等による地域における商店街の位置づけの変化に対応するため、空き店舗や地域資源を創業拠点や多目的スペースなどに活用することでこれを実現するテナントミックスの取組が増えてきています。また、歴史的・文化的資産が商店街の中に位置しているなど、エリア固有の魅力を有している商店街も存在します。

このことから、商店街が地域住民のニーズに沿った新たな需要やにぎわいを創出していけるよう、空き店舗や地域資源等を活用した新たな魅力の創出に係る取組を支援します。特に、中心市街地エリアにおいては、明治時代に創業した旧鏡山酒造の建物を改修した小江戸蔵里（川越市産業観光館）や明治時代後期に建築された当時の市場形状を現在も残している旧川越織物市場があることから、これらの施設を活用した回遊性の向上に取り組むことで、周辺を含むエリア全体の活性化を図ります。

② 商店街のデジタル化を促進します

ICTの急速な進化の中における情報ツールとして、ホームページのほか、フェイスブック、ツイッター、LINE等のSNSを積極的に活用し、情報発信に取り組んでいる商店街や個店が多く存在しています。

市では、引き続き、商店街におけるインターネット及びホームページ等の作成に係る支援を行うとともに、SNSの導入、ECサイトの構築、無料公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の整備等に対する支援をすることにより、商店街のICT導入への取組を支援します。

また、国による「キャッシュレス・ポイント還元事業」や「マイナポイント事業」などにより、社会全体としてキャッシュレス化の取組が促進されており、新型コロナウイルス感染症の影響から「新しい生活様式」として非接触にも注目が集まるなど、今日では日常生活の中で利用されるようになっていきます。

令和元（2019）年における日本のキャッシュレス比率は26.8%に到達し、今後もキャッシュレスの普及が堅調に推移していくものと思われま。

このことから、商店街におけるキャッシュレス化を促進するため、国、県などの各種支援策の情報提供に努めるとともに、商店街の個店をターゲットとしたポイント還元等の消費活性化事業の取組について検討します。

③ 地域・社会の課題解決に取り組む商店街を支援します

地域・社会における課題に主体的かつ継続的に取り組むなど、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた取組が全国各地の商店街で広がっています。また、商店街の特徴を生かした活性化は、地域の持続的な発展にとって重要であり、本市においても、商店街が実施主体となって、持続可能な商店街活動の推進や活性化に取り組んでいる地域があります。

こうした地域・社会の課題解決に主体的かつ継続的に取り組み、事業を通して、SDGs17の目標の実現につながる商店街の取組を支援します。

3 効果的な支援に向けた取組

① 支援体制を強化します

商店街に対する支援策の一つである補助制度は、市が行うもののほか、国や県などの公的機関において実施するものもあります。さまざまな補助制度がある一方で、商店街にまで情報が届きにくく、また、要件等の把握や申請書類の作成が困難といった問題があります。

市では、商店街に関する各種助成制度の情報提供に努めるとともに、公的機関の補助制度などを商店街が利用する際には、スムーズな申請ができるよう申請書類の作成などを支援します。

また、商店街との意見交換の機会を設けるなど、商店街が置かれている状況や課題の把握を行うことにより、実情に応じた適切な支援につなげます。

② 商店街の連携を強化します

イベント等の事業を商店街で実施する場合には、単独で実施するよりも、複数の商店街により連携・協力して実施した方が、より大きな効果が期待されます。

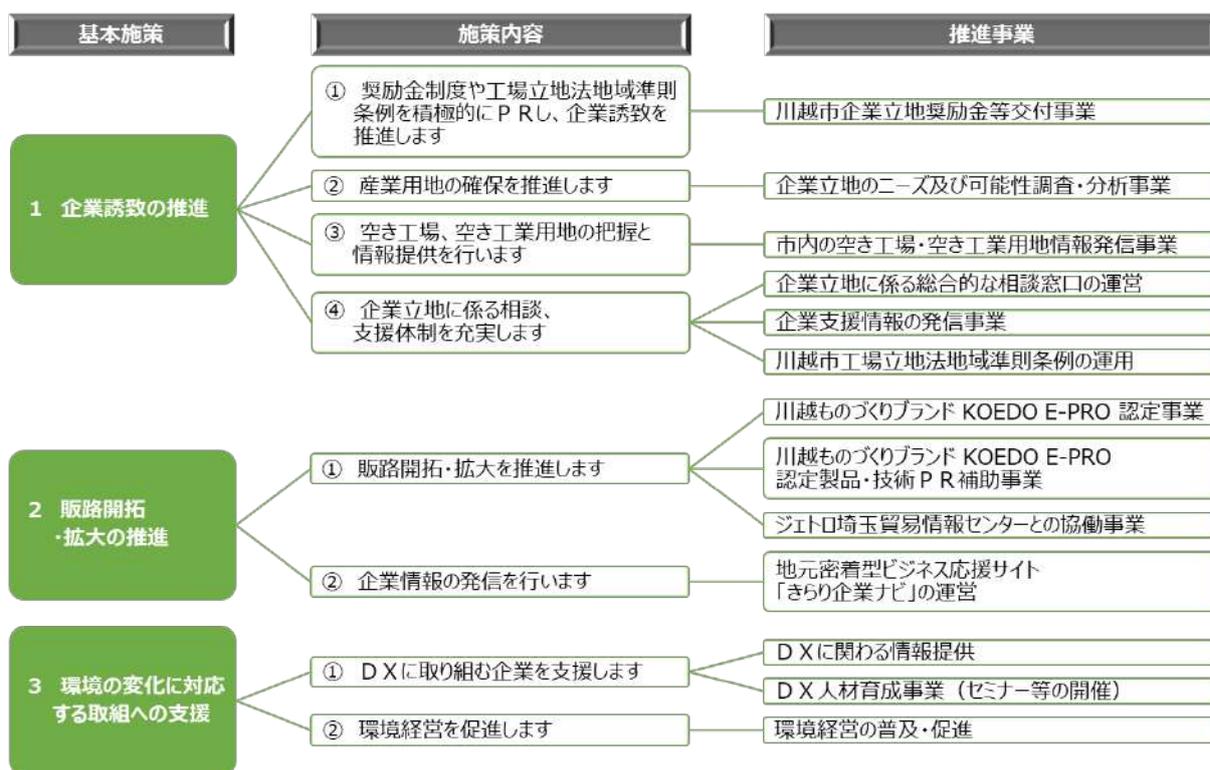
このことから、商店街同士の連携や協力が進むよう、商店街連合会との連携や協力を図りながら、共同事業の実施等に向けた研究や交流、情報交換を行う取組への支援を行います。

基本目標3 企業誘致の推進等による産業競争力の強化

交通の便が良く、生産・物流拠点としての利便性が高いことから、工場や工業用地を必要とする事業所を中心としたさまざまな業態の企業誘致に取り組みつつ、既存企業の販路拡大等を推進し、地域経済のさらなる活性化を促進するとともに、優れた製品・技術の開発や技術革新を支援することにより、産業競争力を強化します。

数値目標

項 目	現況値	目標値 (R7)
企業立地支援事業所の累計数（事業所）	8 (R3)	10
ものづくりブランド認定の累計数（件）	45 (R3)	70



1 企業誘致の推進

① 奨励金制度や工場立地法地域準則条例を積極的にPRし、企業誘致を推進します

本市への企業立地を促進するため、市内に一定の要件を満たす事業所を立地し、操業を開始した企業に対し、企業立地奨励金や雇用促進奨励金を交付する制度を設けています。

また、「工場立地法」の適用を受ける特定工場*が新たな生産施設の更新や拡充を行う際は、同法による緑地面積率の規制が大きな負担となっていたことから、本市では、平成28(2016)年度に地域準則条例を定め、独自の緑地面積率を設定して規制緩和を図っています。今後も、企業が操業するうえで設備投資をしやすい環境整備の支援を継続します。

今後は、奨励金制度や工場立地法地域準則条例を積極的にPRすることなどにより、企業誘致を推進します。

※特定工場…製造業・電気・ガス・熱供給業に係る工場又は事業場であって、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のもの

② 産業用地の確保を推進します

本市には、複数の工業団地等の工業集積が立地していますが、空き用地が少なく、新たな企業の立地や既存企業の拡張のニーズに対応していくには、新たな産業用地の確保が必要です。

このため、本市に立地している企業へのアンケート調査などを実施し、産業用地に係るニーズについての調査を実施するとともに、関係部局や県などと連携・協議し、新たな産業用地の確保を推進します。

③ 空き工場、空き工業用地の把握と情報提供を行います

市内にある3つの工業会と連携を図り、工業団地内の空き工場や空き工業用地の把握を定期的に行い、その情報を市ホームページで公開するとともに、立地を希望する企業にも同様の情報提供を行います。

④ 企業立地に係る相談、支援体制を充実します

新たに本市への立地を検討している企業や拡張を予定している既存企業からの相談に対して円滑かつ迅速に対応することができるよう、ワンストップ窓口を設置し、工場用地、優遇制度及び各種手続き等の情報をスムーズに提供する体制を整備します。

2 販路開拓・拡大の推進

① 販路開拓・拡大を推進します

市内で生産された製品・技術を川越ものづくりブランド「KOEDO E-PRO」として認定することで情報発信を行うとともに、見本市への出展やPR動画の製作など、認定製品・技術のPRに係る費用の一部を支援することにより、販路開拓・拡大を推進します。

また、人口減少による国内市場の縮小が見込まれることから、海外ビジネスのサポート事業を推進しているジェトロ埼玉との協働により、市内企業の輸出や海外進出を支援します。

② 企業情報の発信を行います

市内企業の取引の拡大を図るため、地元密着型ビジネス支援サイトである「きらり企業ナビ」を活用し、市内企業の優れた製品・技術や強みなどの情報を積極的に発信します。

3 環境の変化に対応する取組への支援

① DXに取り組む企業を支援します

企業は、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するDX（デジタルトランスフォーメーション）をスピーディーに進めていくことが求められています。

このため、DXを実現したい中小企業者等に対して、ノウハウや事例などに関する情報提供を行うとともに、埼玉県や商工会議所等と連携してセミナー等を開催することによりDXに係る人材育成などを支援します。

② 環境経営を促進します

事業者が環境配慮に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上につなげる「環境経営」について、これを推進する事業者を対象に、エコアクション21等の環境経営に関わる認証取得の普及を促進します。

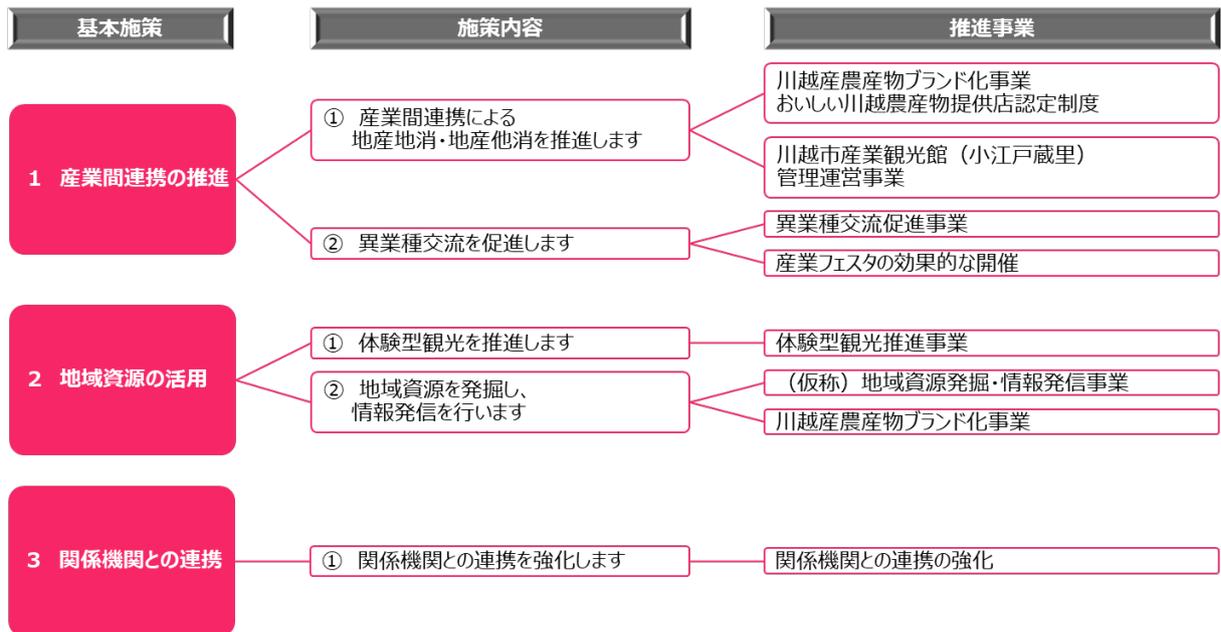
基本目標4 産業間連携と地域資源の活用等による新たな価値の創造

さらに魅力あるまちづくりを促進し、地域経済を活性化させるため、産業間の連携を図るとともに地域資源を活用することにより、本市の持つポテンシャルを最大限に生かして、新たな価値を創造します。

数値目標

項目	現況値	目標値 (R7)
市内総生産額（億円／年）※1	12,610 (H30)	13,008

※1 「市内総生産額」とは、市内の生産活動によって新たに付け加えられた価値(付加価値)の評価額を示したもので、産出額から中間投入(原材料、光熱水費、間接費などの生産の過程で消費された財貨及びサービス)を除いたもの。
出典:埼玉県統計年鑑



1 産業間連携の推進

① 産業間連携による地産地消・地産他消を推進します

本市には、市の中心部にある「小江戸蔵里（川越市産業観光館）」や観光用無料駐車場に隣接している「あぐれっしゅ川越」など、観光客が立ち寄りやすい場所に立地し、地場農産物を取り扱っている施設があります。また、近年では、食品スーパーに地場産コーナーが設置されたり、農業者が庭先販売所を設けたりするなど、川越産農産物の市民への提供も図られています。

このような小規模農家を中心とした地産地消の取組は、生産者の顔が見え、消費者が求める安全・安心で新鮮な野菜を身近に消費できることから、さらなる推進を図ります。

また、「川越産農産物ブランド化事業」及び「おいしい川越農産物提供店認定制度」を推進し、川越産農産物のPRを広く行うことで、ブランド化による利用促進及び消費拡大を図ります。

さらに、川越産農産物を供給する農家が減少していることから、効率的で安定した農業経営を担う中核的な担い手の育成、確保の推進を図るとともに、幅広い担い手の活動を支援します。

加えて、グリーンツーリズムの拠点施設である「蔵 in ガルテン川越」において、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進することにより、観光客等に対する川越産農産物の認知度の向上と消費の拡大を図ります。

② 異業種交流を促進します

商業、工業、農業、観光など多様な産業がバランスよく発展している川越の産業は、多くの場面でそれぞれの産業において取組を進めてきましたが、価値観が多様化し、環境がめまぐるしく変化する現代社会においては、業種を越えた交流の中から生まれる新しい商品サービスや事業革新が求められるようになってきています。このようなことを受け、市内において異業種交流グループが設立され、活動しています。

異業種交流を行う取組への支援を行うことで、異業種間の交流を促進し、新たな技術、サービス、製品開発や販路拡大など、新事業や新たなビジネスチャンスの創出を図ります。

また、商業、工業、農業、観光に関わる団体や企業などが一堂に会する産業フェスタは、市民はもちろんのこと、さまざまな業種の事業者などが交流できる場となっています。多様な分野の企業が出展することによって、異業種交流の場として効果的なものとなるよう、開催方式について検討します。

2 地域資源の活用

① 体験型観光を推進します

工業の製造現場や工場見学ができる事業所などでの体験を通じて市内産品に触れることで、本市の工業への理解を深め消費へとつなげる取組を行います。

農業については、サツマイモの掘り取りやイチゴの摘み取りなど観光農園での体験型観光が行われており、今後は観光客の滞在時間の延長を図り、消費の拡大につなげます。また、農業ふれあいセンターでは、田植えや稲刈りの体験、里芋や枝豆の収穫体験など、年間を通じてさまざまな農業体験を行っているところですが、今後はグリーンツーリズムの拠点施設である「蔵 in ガルテン川越」としてさらなる集客を図り、周辺に位置する農産物直売所や伊佐沼公園等の既存施設と連携することで面的なにぎわいを創出します。

近年は外国人観光客が増加していることから、既存の観光と観光農園での体験型観光とを組み合わせるとともに、さらなる地域経済の活性化を図ります。

② 地域資源を発掘し、情報発信を行います

本市には、まちづくりの歴史の中で取り壊されずに残った歴史ある建造物や、本市の地形により長きにわたって形成されてきた自然景観のほか、川越産農産物、伝統工芸、優れた技術などがあり、中には新たな魅力となる可能性を持つ地域資源が数多くあります。これらの地域資源は、本市の魅力を強く伝えることができるとともに、新たな商品や事業を生み出す契機となります。

川越にあるさまざまな地域資源を掘り起こすとともに、その価値を高めることができるよう、さまざまな媒体を活用して広く情報発信を行います。

3 関係機関との連携

① 関係機関との連携を強化します

産業振興においては、国や県などの行政機関、国や県などが設置・運営している支援機関、商工会議所などの経済団体のほか、地方銀行及び信用金庫などの金融機関、市内にある大学等の教育機関なども含めた、さまざまな関係機関との連携が重要であり、本市においても関係機関との連携・協力を図りながら産業振興を推進してきたところです。

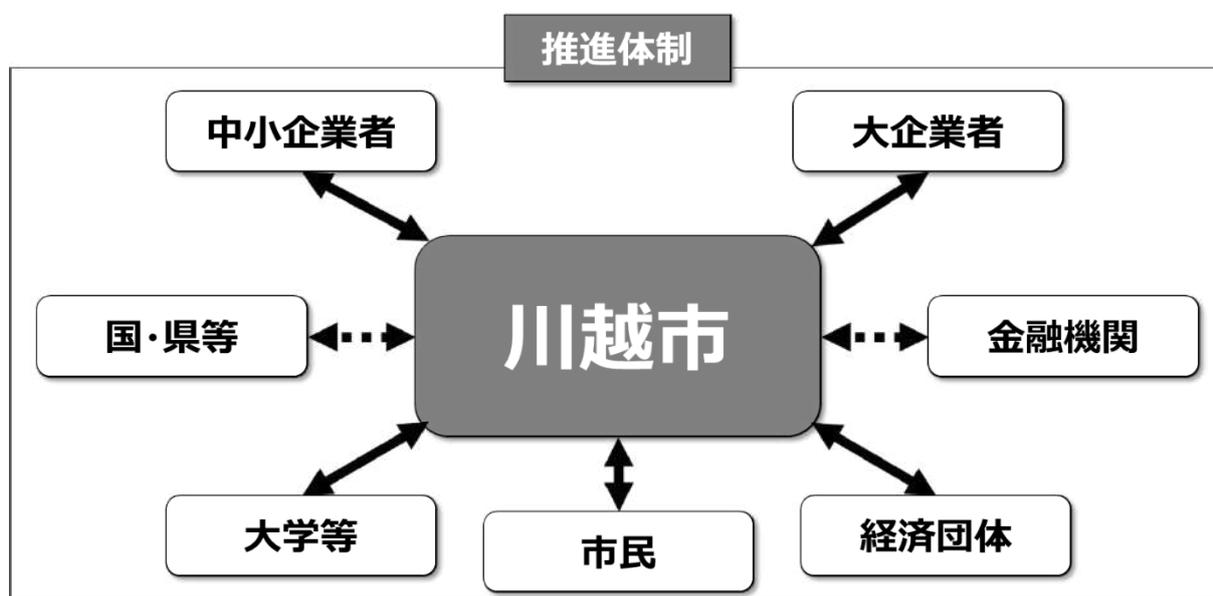
今後は、新型コロナウイルス感染症による影響や社会経済情勢の変化に対応しつつ、産業振興を図っていく必要があることから、これまで以上にきめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

第5章 ビジョンの推進に向けて

1 関係者の役割

「川越市産業振興ビジョン」の推進にあたっては、本ビジョンの基本理念及び基本目標に加え、中小企業の振興に関する基本的な事項を定めた「川越市中小企業振興基本条例」に基づいて、産業活動の主体である中小企業者（小規模企業者を含む。）だけでなく、経済団体、大企業者、大学等、市民、そして市がそれぞれの役割を果たし、柔軟かつ適切に対応することが求められます。

また、本ビジョン及びこれを実現するために推進する施策については、市がハブとなり、経済団体や大学等との連携を図りつつ、国や県などの行政機関や金融機関等の協力も得ながら、取り組んでいくことが重要となります。



2 進行管理

本ビジョンの推進を図るため、各施策の実施状況の把握や評価などを定期的を実施し、以下の組織に報告するなどして計画的な進行管理を行います。

○川越市産業振興ビジョン推進委員会

「川越市産業振興ビジョン」に位置づけられた事業の進捗管理と検証を行いその推進を図るとともに、施策の検討や複数の所管による関連事業の調整等を行うために設置する庁内組織です。ここで審議された内容は、毎年度「川越市産業振興審議会」に報告します。

○川越市産業振興審議会

学識経験者、市内の公共的団体等の代表者、関係行政機関の職員で構成され、「川越市産業振興ビジョン」その他の産業振興に関する事項について審議します。

3 見直し

本ビジョンは、令和7（2025）年度までの計画であり、計画期間において大きな経済情勢や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

付録

- 川越市中小企業振興基本条例
- 川越市産業振興ビジョン策定経過

◎川越市中小企業振興基本条例

平成27年3月17日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同条第5項に規定する小規模企業者を含む。）であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商店街振興組合その他産業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 市内で教育及び研究を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 経済的社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等の相互の協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等その他関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業者は、本市経済において重要な役割を果たす経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、経済団体が行う中小企業の振興に関する活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者が自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成が

できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 経済団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済団体は、加入者を増やすことにより、その組織力の強化を図るよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、本市経済において重要な役割を果たす経済団体に加入するよう努めるとともに、経済団体が行う中小企業の振興に関する活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の責務)

第8条 大学等は、人材の育成及び研究成果の普及を通じ、地域社会に貢献するとともに、中小企業者との連携及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、育成された人材が中小企業で活躍できる機会を増やせるよう必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

(2) 中小企業者の経営の革新を図ること。

(3) 中小企業者の創業の支援を図ること。

(計画の策定)

第11条 市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な計画を策定するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎川越市産業振興ビジョン策定経過

(1) 策定に係る会議の開催

令和3年	10月	19日	第1回	川越市産業振興ビジョン検討部会
	10月	28日	第1回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	11月	12日	第1回	川越市産業振興審議会
	12月	24日	第2回	川越市産業振興ビジョン検討部会
令和4年	1月	6日	第2回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	1月	21日	第2回	川越市産業振興審議会
	3月	11日	第3回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	3月	25日	第3回	川越市産業振興審議会
	7月	8日	第1回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	7月	22日	第1回	川越市産業振興審議会

(2) 庁内策定体制

① 川越市産業振興ビジョン検討委員会名簿

委員長	岸野 泰之	産業観光部長
副委員長	飯野 英一	産業観光部副部長兼産業振興課長
委員	土屋 正裕	総合政策部長
委員	宮野 義幸	財政部長
委員	笠嶋 七生	都市計画部長
委員	富田 広之	総合政策部副部長兼政策企画課長
委員	北條 克彦	財政部副部長兼財政課長
委員	小林 玲子	雇用支援課長
委員	高梨 直人	産業観光部参事兼農政課長
委員	田中 勝宏	観光課長
委員	眞野 和幸	都市計画部参事兼都市計画課長
委員	福釜 周二	都市計画部副部長兼都市景観課長
*委員長	粟生田 晃一	産業観光部長
*委員	福原 浩	総合政策部長
*委員	井上 秀典	財政部長
*委員	本間 優子	都市計画部長
*委員	今野 秀則	財政部副部長兼財政課長
*委員	中 孝	産業振興課長
*委員	今井 真人	雇用支援課長

(*は前委員、所属・職名は当時のもの)

② 川越市産業振興ビジョン検討部会名簿

部会長	中 孝	産業振興課長
部会員	加治 哲哉	政策企画課副主幹（政策調整担当）
部会員	中島 恭	財政課主査（予算担当）
部会員	神谷 翔	産業振興課主任（商業振興担当）
部会員	齊藤 達郎	産業振興課主任（工業振興担当）
部会員	松本 貴紀	雇用支援課副課長（雇用支援担当）
部会員	高田 英明	農政課主査（農地保全担当）
部会員	猪鼻 哲也	観光課副主幹（観光企画担当）
部会員	長屋 浩一	都市計画課主査（まちづくり推進担当）
部会員	町田 順一	都市景観課主査（歴史都市整備担当）

(3) 川越市産業振興審議会委員名簿

会 長	新津 重幸	高千穂大学 名誉教授
副会長	小谷野 和博	協同組合川越バンテアン 理事長
委 員	上野 博	東京国際大学 副学長・商学部長
委 員	真鍋 伸次	(公財)埼玉りそな産業経済振興財団 産学官連携推進室長
委 員	竹澤 穰治	川越商工会議所 専務理事
委 員	島田 裕二	川越商工会議所 工業部会部会長
委 員	中島 啓亨	(公社)川越青年会議所 副理事長 (R4.1.21～)
委 員	中野 英幸	川越商店街連合会 会長
委 員	高崎 正夫	川越商業経営研究会 会長
委 員	山中 亨	川越東部工業会協同組合 理事長
委 員	加藤 榮壽	いるま野農業協同組合 川越地域理事代表
委 員	松山 潤	(公社)小江戸川越観光協会 会長
委 員	宮岡 寛	川越市自治会連合会 会長
委 員	村川 はつ枝	川越市女性団体連絡協議会 会長
委 員	中山 昌克	埼玉県川越比企地域振興センター 所長
*委 員	渋谷 巧	(公社)川越青年会議所 副理事長 (～R4.1.20)

(*は前委員、所属・職名は当時のもの)

(4) 事務局職員名簿

岸野 泰之	産業観光部長
飯野 英一	産業観光部副部長兼産業振興課長
町田 純一	産業振興課副課長
長谷 正昭	産業振興課副主幹
五味 弘企	産業振興課副主幹（産業政策担当）
牛窪 太亮	産業振興課主査（産業政策担当）
竹田 茉阿奈	産業振興課主事（産業政策担当）
* 粟生田 晃一	産業観光部長
* 中 孝	産業振興課長
* 永堀 幸恵	産業振興課副課長

（*は前事務局職員、所属・職名は当時のもの）

川越市産業振興ビジョン

令和4（2022）年8月 発行

川越市産業観光部産業振興課

〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

TEL：049-224-5934（直通）

FAX：049-224-8712

E-mail：sangyoshinko@city.kawagoe.lg.jp

URL：https://www.city.kawagoe.saitama.jp/



時が人を結ぶまち川越

